

入札説明書等に関する質問回答書

< 入札説明書 >

	頁	項目			質問事項	回答
1	5	第2	3	(2)	旧国立岡山病院本館(新会館)の建設年次は昭和33年～36年となっておりますが、順次増築されたのでしょうか。増築された場合、その範囲と建設年次をご提示下さい。	県で把握している範囲は、要求水準書閲覧資料1(旧国立岡山病院建物に関する資料(以下「閲覧資料1」という))に記載されている内容です。 なお、閲覧資料は、次により再度閲覧できることとします。 期間:平成15年2月12日(水)～3月10日(月) 場所:岡山県保健福祉部保健福祉課
2	5	第2	3	(2)	・高度情報化への対応 岡山情報ハイウェイに光ファイバーで接続し、情報化の進展に施設全体で対応できるものとする。「高度情報化への対応」は「岡山情報ハイウェイに光ファイバーで接続すること」と考えて宜しいでしょうか。 ・また、「高度情報化への対応」に対して、「情報ネットワークに関する要求水準書」以外の提案は可能でしょうか。	・ご質問のとおりです。 ・基本的には、要求水準書により各事業者からの提案を求めるものとなりますが、要求水準書以上の機能を満たし、かつ管理コストとの両立を図れるものがあれば、提案することは可能です。
3	6	第2	6	(1)	整備期間が平成17年6月に終了し、開館が同12月となっておりますが、この間は運営準備期間との認識でよろしいでしょうか。特に何か予定されている事項がありましたらご教示ください。	いつでも開館が行える状態での開館準備期間として、県事務所等の移転等を行う期間と考えています。
4	6	第2	7		施設は、地方自治法(昭和22年法律67号)第244条(公の施設)の「公の施設」として利用に供する。とありますが、「公の施設」として民間の事業者が特に留意することはありますか？	地方自治法第244条(公の施設)を参照してください。
5	6	第2	7		要求水準書(案)の質問回答によれば、当該施設の所有権は移動しないとのことですので、事業者に対して、施設に関する不動産取得税は課税されないという認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
6	6	第2	7		・本件契約を事業者(SPCであるか否かにかかわらず)が県より改修工事を請負う契約」と解釈すると、事業者が建設業のライセンスを有していない場合、事業遂行が出来ないという問題が発生すると思われ。問題を回避するためには、事業者は建設会社に改修工事を発注し、竣工後に改修部分を一旦取得した後、県に割賦にて売却する」という解釈をせざるを得ないと思われ。この点に関する県側の見解をご教示頂けますでしょうか。 ・また、これに関連して、不動産取得税の課税有無、事業者側で表示登記の変更手続きをするのか否か につきましても併せてご教示ください。	契約書(案)第2条のとおり、県は、事業者(SPC)に対し本事業を一体の事業として委託し、事業者はこれを受託することとなります。 契約書(案)第10条のとおり、事業者は、請負人をしてリニューアル工事を実施させることとなります。施設に関する不動産取得税は課税されない、事業者側での施設の表示登記変更手続きは不要、という前提で提案してください。

< 入札説明書 >

	頁	項目			質問事項	回答
7	7	第3	1	(1)	<p>参加者は、参加表明書及び資格確認申請書の提出時に構成員と役割(設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業等)について明らかにするとされていますが、様式集の様式1・参加表明書ではどこに役割を記載すればよろしいでしょうか。</p> <p>また、明らかにすべき役割は例示されている4区分で足りると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>様式1のグループ構成員表の中で、「代表企業」、「構成員」という各欄内に役割を記載してください。</p> <p>設計企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業の他、応募者がグループ構成員として必要と判断した役割は記入してください。</p>
8	7	第3	1	(1)	<p>協力会社は他のグループの構成員又は協力企業となる事が出来ますか。ご教示願います。</p>	<p>協力会社は、他のグループの協力会社となることはできますが、グループ構成員となることはできません。</p>
9	7	第3	1	(1)	<p>代表者又は構成員の出資比率に関しては、特に定めないとのことですが、最低限の基準はございますか。</p>	<p>県では、本事業の確実な実施のためには、事業遂行者たるSPCの健全経営の確保やグループ構成員の適切な役割・リスク分担が必要と考えており、入札説明書18頁において「グループ構成員が主体となってSPCへ出資を行うもの」としています。落札者決定後に締結する基本協定書(案)(別添資料)において、グループ構成員のSPCへの合計出資比率が全体の50%を超えることを内容とする規定を盛り込んでいます。</p>
10	9	第3	2	(9)	<p>入札予定価格は公表されるのでしょうか。</p>	<p>事前公表を行うのは、入札説明書で公表済みの「本事業において想定するサービス料総額」のみです。</p>
11	9	第3	2	(9)	<p>サービス料総額は割引を行っていない単純合計ですか。</p> <p>また、イニシャルコスト(設計・建設費等)とランニングコスト(維持管理・運営等)に分類した金額を参考として公表して頂くことは可能ですか。ご教示願います。</p>	<p>本事業において想定するサービス料総額は、現在価値で割引を行っていない事業期間内の単純合計額です。</p> <p>※No.10を参照してください。</p>
12	9	第3	2	(9)	<p>本事業において想定するサービス料総額は8,617百万円(消費税及び地方消費税、物価変動は除く)である。とありますが、8,617百万円の根拠はいずれかの資料等に記載されていますでしょうか?</p>	<p>本事業において想定するサービス料総額については、入札説明書における金額のみの公表となります。</p>
13	9	第3	2	(9)	<p>サービス料総額 = 入札予定価格と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業において想定するサービス料総額については、入札説明書に示したとおり入札予定価格の目安となるものであり、必ずしも入札予定価格と同額になるとは限りません。</p>
14	9	第3	3		<p>入札日から落札者決定日までの間に、事業者によるプレゼンテーションは開催する予定はありますか。</p>	<p>プレゼンテーションの開催は予定していませんが、必要に応じて事務局によるヒアリングを実施することがあります。</p>
15	11	第3	4	(2)	<p>2月12日までに回答する」とありますが、入札までの日数が少ないため、できるだけ早く回答していただけないでしょうか。</p>	<p>努力はいたしますが、質問数も相当多く、回答の検討に慎重を期する点をご理解ください。</p>

< 入札説明書 >

	頁	項目				質問事項	回答
16	11	第3	4	②	工	質問に関する回答は、平成15年2月12日(水)までに県HPへの掲載及び閲覧により回答を行う」とありますが、4月2日の提案書提出まで、特に設計・施工的な検討を進めて行く上で時間的余裕がありませんので、設計・施工に関する質問につきましては、ご回答が出来ましたら一括回答ではなく、出来た時点で速やかに順次ご回答頂けませんか？	No.15を参照してください。
17	11	第3	4	②	オ	質問に対する回答によってもなお不明点が残る可能性はあると考えられます。その際の実地確認は認めて頂けるでしょうか。	本件質問回答公表後、追加の質問回答は予定していません。また、公平性を確保するため、個別の質問対応は行いません。
18	11	第3	4	③		・本項で、参加表明に必要な様式は、様式1および2となっていますが、様式6および7は、必要はないのでしょうか。(入札説明書においては、入札時に提出となっておりますが、様式6および7には、参加表明書の提出日からSPC設立日まで...」および委任事項に「参加表明について」という記述が見られます。 ・また、当方では、代表企業の社員が参加表明や入札を行う予定でありますが、この場合様式7の提出が必要になるのでしょうか。 ・また、様式8の「代理人氏名」には当該社員の名前が入るのでしょうか。	・様式6「委任状(代表企業)」及び様式7「委任状(受任者)」は、入札(提案書等の提出)時に必ず提出してください。なお、様式6及び様式7のうち、「委任事項」は参考にしたものであり、必要とする委任事項を記載してください。 ・代表企業の社員が参加表明や入札を行う場合には、様式7が必要となります。 ・この場合、様式8の代理人氏名欄には、入札に参加するため様式7で委任を受けた代理人の名前を記入し捺印してください。
19	12	第3	4	⑦	イ	提案書類には住所・会社名・氏名等の表示は付さないとの記載がありますが、様式12と様式57につきましては、会社名を記載せざるを得ないと思われれます。両様式については会社名を記載するという理解で宜しいでしょうか。	各様式で指定されている場合には、会社名等を記入してください。
20	12	第3	4	⑦	イ	12頁のイ提案書等(ア)で、提案書類については(中略)住所、会社名、氏名等の表示は付さない」とありますが、13頁の様式一覧表の様式番号4以降の中では、具体的な企業名の記述を求めている様式もあると見受けられます。どのように捉えればよろしいでしょうか。	No.19を参照してください。
21	14	第3	4	⑨	ア	入札価格のうち、維持管理業務及び運営業務の価格とは15年間のサービス料の現在価値換算値という理解でよろしいですか。	入札説明書及び様式66に定められた方式で入札金額を算定してください。入札金額のうち、維持管理業務費及び運営業務費は15年間の各合計額であり、現在価値換算値ではありません。
22	18	第5	2			施設の利用料は減免する予定とありますが、収支計画を立てるため具体的な金額をお示し下さい。	利用料については、免除したいと考えています。
23	18	第5	2	②		独立採算事業に伴う施設の使用料は減免されることとありますが、具体的な金額(一坪あたりの単価等)をご教示ください。 ・または、入札説明会では条例を参照すること、とのことでしたが、該当する条例をご教示ください。	No.22を参照してください。 ・入札説明会での条例とは、今後開館の時期までに制定する施設の設定条例のことです。
24	18	第5	2	②		独立採算事業に伴う施設の使用料をご提示願います。	No.22を参照してください。

< 入札説明書 >

	頁	項目			質問事項	回答
25	18	第5	2	(2)	<p>なお、独立採算事業に伴う施設の使用料は減免する予定である。」とありますが、減免になるか、免除になるかはいつ頃決定しますか？</p> <p>減額になる場合、使用料が決まるのはいつになるのでしょうか？それは毎年変更されるのでしょうか？また、使用料の支払時期(毎月・四半期毎等)につきお教え下さい。岡山県条例等の規定の中で決められた坪単価/月等がありましたらお教え下さい。</p>	<p>使用料の額の決定(免除を含む。)は、使用許可の時点で決定します。</p> <p>その他については、No.22を参照してください。</p>
26	18	第5	2	(2)	<p>喫茶等運営業務等の独自事業部分に関しては、内装・什器備品等の初期投資(設計・建設)及び運営(収支)のいずれについても、県からの使用料は払われないとの理解でよろしいですか。</p>	<p>喫茶等運営業務に係る初期投資費用(入札説明書付属資料 参照)は、県が支払うサービス料の対象となりますが、喫茶等運営業務の運営業務部分は、独立採算により実施するものとしています。</p>
27	18	第5	2	(2)	<p>施設の使用料は減免する」とありますが、具体的にどのようになるのでしょうか。</p>	<p>No.22を参照してください。</p>
28	18	第5	2	(2)	<p>上記項目において、独立採算事業に伴う施設の使用料は減免する予定である。」とありますが、使用料は対象となる事業で使用する面積に応じて賦課されるのですか？</p>	<p>No.22を参照してください。</p>
29	18	第5	2	(2)	<p>上記項目において、独立採算事業に伴う施設の使用料は減免する予定である。」とありますが、減免されない場合の使用料の単価は1㎡当たりいくらですか？</p>	<p>No.22を参照してください。</p>
30	18	第5	2	(2)	<p>上記項目において、独立採算事業に伴う施設の使用料は減免する予定である。」とありますが、減免される場合は何割程度減免される予定ですか？</p>	<p>No.22を参照してください。</p>
31	18	第5	3	(1)	<p>上記項目に、県は、サービス料を、維持管理・運営期間15年間にわたり均等に支払う。」とありますが、[入札説明書-第2事業の概要-6事業期間等]に示されているスケジュールでは、維持管理・運営の開始が平成17年7月からに対して開館が平成17年12月(予定)と明示されており、開館後に発生する維持管理・運営に要する費用と平成17年7月から開館までの期間に要する費用は異なってくると思います。平成17年7月から平成32年3月までにかかる費用の総額を当該期間の月数で均等に割り戻した額をサービス購入費として支払われるのですか？それとも平成17年7月から開館までの期間は、発生しない業務については金額的な修正が行われたサービス購入費として支払われるのですか？</p>	<p>様式集のうち該当する各様式に示すとおり、開館1年目は、通期開業する2年目の維持管理業務費及び運営業務費の各9ヶ月(平成17年7月～平成18年3月)分を支払います。なお、平成17年7月～11月の5ヶ月間については、準備期間として開館時と同様の維持管理業務費及び運営業務費を支払います。</p>
32	18	第5	3	(1)	<p>サービス料の支払方法について、15年間均等に支払う」とありますが、入札説明書19頁 算定方法(I)改定方法の、各年の支払額の計算方法によって算出した額では1年目～10年目と11年目～15年目とで差額がでると考えます。15年均等額とは設計・建設業務費を除く部分に関するもの、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>物価変動、金利変動を除いて均等ということです。</p>

< 入札説明書 >

	頁	項目			質問事項	回答
33	19	第5	3	(1)	提案書における基準金利は、様式集の様式66の記載より、平成15年2月末日午前10時のTOKYO SWAP REFERENCE RATE6ヶ月LIBOR A'-S10年物(円-円)金利スワップレートと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
34	19	第5	3	(1)	維持管理業務及び運営業務に係るサービス料については、各期別に物価変動を勘案して支払額を定めるとありますが、光熱水費については、電気・上下水道・ガスなどの応募時の各料金単価を基準として変更があった場合に見直されると考えてよろしいでしょうか。	事業期間中の施設全体の維持管理及び運営に係る光熱水費は、すべて事業者の負担です。また、サービス料の見直しは、物価変動に伴って実施しますが、各種料金の変更に伴っては実施しません。
35	19	第5	3	(1)	1年目～10年目におけるサービス料の算定方法について、元金の3分の1の支払いを据え置かれています。SPCの資金調達は行政からのサービス料支払いに対応させるのが一般的ですが、このようなサービス料の算定方法と対応させるには金融機関との協議がより必要になると予想されます。県としてはどのような考え方を持ってこの算定方法をお決めになったのかご教示いただけますか。	長期資金に係る最近の市場動向等を総合的に判断した上で定めています。
36	19	第5	3	(2)	平成17年度上半期分(4月1日～9月末日)の施設の設計、建設業務にかかるサービス購入料額については、運営開始が平成17年7月の予定となっており、その後のサービス料とは計算の対象となる期間が異なると思えます。各期の施設の設計、建設業務に係るサービス料の算定方法についてご教示ください。 各期の元本部分と金利部分の区分の考え方について、以下の内、どの考え方となりますか。 1年目から10年目までの当該サービス料は、各期同額であるが、元利均等の計算においては、初回の金利の対象期間は3ヶ月分とし、その他の部分を元本部分とする。 1年目から10年目までの当該サービス料は、各期同額であり、運営開始は、平成17年7月だが、平成17年4月1日から9月末までの6ヶ月を、初回の金利対象期間とし、その他の部分を元本部分とする。 その他	No.322を参照してください。
37	19	第5	4		県と金融機関による直接契約はお考えでしょうか。 その場合に、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供することは可能でしょうか。	入札説明書23頁のとおりです。 事業契約上の地位及び権利義務の譲渡・担保提供の承諾等については、落札者決定後に行う事業者、金融機関等との協議によります。
38	20	第5	5		大規模修繕と修繕の具体的な範囲をご指示いただけますか。	様式集「様式39」及び「様式40」の経常修繕と大規模修繕の区分によります。
39	20	第5	6		建物共済の担保内容をご教示願います。	本件施設の建物、工作物等を対象として加入する予定であり、火災、落雷及び破裂又は爆破による損害がてん補される内容となります。
40	20	第5	6		県が加入する予定の建物共済の内容について教えて下さい。	No.39を参照してください。

< 入札説明書 >

	頁	項目			質問事項	回答
41	20	第5	8		公認会計士又は監査法人による監査が義務付けられておりますが、法的義務がある場合を除いては監査役の監査報告としていただけないでしょうか。	SPCの財務書類の提出に際しては、社外の第三者である公認会計士又は監査法人による監査を受けてください。
42	21	第5	9	(3)	事業者が補助金制度 (NEDOなど国の補助金制度) を利用し、補助金の支給が所有者の岡山県に行われた場合は支給された補助金額が県から事業者を支払われるとしてよろしいでしょうか。	補助金を受けることは、想定しておりません。補助された場合には、当該補助金相当額の事業者への支払いは行いません。
43	22	第6	1	(1)	基本協定について、想定している内容についてご教示ください。また、できれば基本協定 (案) を提示していただきたい。	別添資料 (基本協定書 (案)) を参照してください。
44	22	第6	4		保証期間は契約書 (案) 第17条にある通りリニューアル工事期間と考えてよろしいでしょうか。仮に、保証期間が維持管理・運営期間終了時までとするならば、維持管理・運営期間の保証金額は、年間の維持管理・運営金額の10%としていただきたいと考えます。	契約書 (案) 第17条のとおり、保証期間はリニューアル工事期間です。これは、現金で契約保証金を納付した場合も同様です。
45	22	第6	4		契約保証金あるいは履行保証保険契約については、現行の金銭保証の手続と同じ考えでよろしいですか。	ご質問のとおりです。
46	28	付属資料	リスク 分担表	9	現在、税制度の改正に関する議論で外形標準課税が取り上げられております。SPCに、外形標準課税による負担が発生した場合は、県に負担していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	外形標準課税は、法人税・事業税の範疇に含まれるものであり、通常は法人の利益に係る税に該当すると考えられますので、事業者の負担となります。
47	28	付属資料	リスク 分担表	16	環境の保全に関しては全て事業者負担となっておりますが、これは事業者に帰責事由がある場合にのみ事業者で負担するという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
48	29	付属資料	リスク 分担表	27	建設段階の施設瑕疵リスクについて、県が主負担 (「 」) 事業者が従負担 (「 」) と考えますが、如何でしょうか。	建設段階の施設瑕疵リスクについては、契約書 (案) 第15条に具体的に示しています。同条の内容を反映した結果として入札説明書のリスク分担表を定めていますので、本リスクについて、ご指摘のような変更は行いません。
49	29	付属資料	リスク 分担表	34	維持管理・運営段階の施設瑕疵リスクについて、本項目を2つに分けて、1つは主要構造物の瑕疵リスクについて、県が主負担 (「 」) 事業者が従負担 (「 」) とし、1つは、リニューアル工事部分の瑕疵リスクについて、事業者の負担 (「 」) として頂きたいと考えますが、如何でしょうか。	維持管理・運営段階の施設瑕疵リスクについては、契約書 (案) 第34条に具体的に示しています。同条の内容を反映した結果として入札説明書のリスク分担表を定めていますので、本リスクについて、ご指摘のような変更は行いません。
50	29	付属資料	リスク 分担表		その他新税に関するリスクについては、外形標準課税等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No46を参照してください。
51	29	付属資料	リスク 分担表		県の解体工事範囲に瑕疵があった場合の取り扱いはどうになりますか。ご教示願います。	リスク分担表NO20、NO27、NO34に示すとおり取り扱います。

< 入札説明書 >

	頁	項目			質問事項	回答
52	29	付属資料	リスク分担表		情報端末及びバリアフリー情報端末、AV機器 他の特殊設備に関する機器更新は、陳腐化リスクととらえ、県側の負担で行うものと考えて宜しいでしょうか？	大規模修繕に該当する機器更新については、ご質問のとおりです。 なお、陳腐化リスクは、リスク分担表NO.39のとおり県の負担ですが、陳腐化の判断は県で行います。
53	29	付属資料	リスク分担表		電話交換機や情報通信機器には耐用年数が有り、それらの機器の更新については県の作業範囲と読み取れますが、長期に渡り導入機器を継続して利用した際に、同機器の故障時に部品の製造中止やメーカー側の保守保証期間終了により代替機の導入やそれによるシステム全体の更新が必要となった場合も同条件があてはまると解釈して宜しいでしょうか？	耐用年数の経過による機器の全面的な更新については、県の負担としますが、それ以外の事由による場合には、事業者の負担とします。
54	30	付属資料	2		情報ネットワーク維持管理業務に関するサービス構成の対象業務としては、2.維持管理業務の「設備保守管理業務」と考えて良いでしょうか。	ご質問のとおりです。
55	30	付属資料	3		本文では「喫茶等運営業務に要する費用は、SPCが独立採算により実施するものとしてるので含まれない。ただし、予定するサービス料の範囲内で喫茶等運営業務に要する費用の一部について、サービス料を充当することは妨げない。」と明記しています。これは喫茶の運営業務において、資金が不足した場合、毎年支払われるサービス料より補填してもよいとの理解でよろしいか。	SPCの繰越利益による剰余金を喫茶等運営業務に係る支出の支払いに充てることを妨げるものではないという趣旨です。
56	30	付属資料	3		ただし、予定するサービス料の範囲内で喫茶等運営業務に要する費用の一部について、サービス料を充当することは妨げない。」について、サービス料を充当する」とはどのような意味かご教示いただけますか？	No.55を参照してください。
57	その他				施設における県職員の配置態勢をご教示願います。	運営業務に関する要求水準書に示す職員数の内、約80人が県職員の人数です。

入札説明書等に関する質問回答書

< 要求水準書 >

	文書	頁	項目			質問事項	回答
58	本文		全般			維持管理 運営開始から開館までの期間の業務要求水準について明確な記述がありません。ご教示ください。	維持管理業務及び運営業務に関する要求水準書に示す業務を行うこととします。
59	本文	3				ISO14001とありますが、SPCに取得を義務づけるものですか。それとも応募者の参加資格となるものですか。ご教示願います。	ISO14001は、SPCに取得を義務づけるものではありません。また、応募者の参加資格となるものでもありませんが、応募者のうちグループ構成員がISO14001を取得している場合には、総合審査の際に評価します。
60	本文	4		1	(4)	閲覧資料の耐震補強案のCADデータを頂けないでしょうか。	要求水準書閲覧資料2耐震診断 耐震設計に関する資料(以下 閲覧資料2)という)の追加資料を参考にしてください。 なお、資料の閲覧については、No.1の 印を参照してください。
61	本文	4		1	(5)	文書館に関して、具体的な積載荷重あるいは将来対応も考慮に入れた収蔵文書量をご提示下さい。	可動ラック部分は、床用11800N/m ² 、大梁・基礎用10300N/m ² 、地震用7400N/m ² とし、一般書庫部分(固定棚)部分は、床用7800N/m ² 、大梁・基礎用6900N/m ² 、地震用4900N/m ² とします。
62	本文	4		1	(6)	既存躯体をできる限り痛めないようにしますが、耐震改修を目的とした部分的な既存構造躯体の撤去、あるいは新設は可能と考えてよろしいでしょうか。 また、その場合に制限などがありましたらご指示下さい。	・ご質問のとおりです。 ・地盤面以深については、別途埋設文化財についての岡山県教育庁文化課との協議が提案前に必要となります。
63	本文	4 11		1 1	(7) (1)	- 1 - (7) 施設の改修構造設計については、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築基準法施行令、国土交通省告示によるほか、次の諸基準に準拠すること。 - 1 - (1) - 建築確認申請ほか、...実施する。また、...とあります。本計画のリニューアルは、建築基準法で云うところの「大規模な修繕」、「大規模な模様替」等に該当するとの判断から、県でも確認申請が必要と判断しておられるのでしょうか。本建物は新築時には「計画通知」の扱いで構造に関して確認申請は行なわれていなかったと思われます。構造に関しては「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定を受けることで改修設計 施工を行なうことが可能でしょうか。また、確認申請に構造を含めに行なう場合、建物は竣工年から判断しても現行法に適合していないため、構造に関しても特定行政庁から現行建築基準法への適合を要求される(既存適及)可能性が有ります。耐震診断 耐震改修(前記促進法)による耐震補強で現行法に適合していなくても確認申請で受け付ける了解を建築主事から得ているのでしょうか。	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づくことで、建築確認申請の審査が可能であることを確認しています。 また、免震工法を採用する場合には、財団法人日本建築センターによる基本性能評価を受け、国土交通大臣の認定を受けることとします。
64	本文	5		1	(9)	国土交通省の仕様書を参照することになっていますが、設備機器などについても国土交通省仕様によるものとしなければならないでしょうか。	国土交通省仕様を参照するものとします。

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答	
65	本文	5	1 (8)	杭の水平力に対する検討」について、満足させる必要はないでしょうか。	閲覧資料2では、杭の補強は考慮していませんが、耐震安全性が高まる提案を期待します。
66	本文	5	2 (6)	石綿を用いた材料の使用範囲、部位をご教示ください。	石綿を用いた材料は、事業開始前の解体工事ですべて撤去する予定です。
67	本文	6	2 (7)	解体工事の発注計画についてご教示願います。	県が行う解体工事は、本事業に支障のない時期までに終了する予定です。
68	本文	6	2 (7)	「なお、リニューアルする建物については、...」の記述についての確認です。屋外敷地に埋設されている配管、ピット等の設備は、県で撤去する範囲に含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	閲覧資料3 (建物解体工事に関する資料)に示すとおり、屋外敷地に埋設されている配管、樹等は県で撤去する範囲に含まれません。
69	本文	6	3 (3)	ガス種類の切り替え (6C 13A) の時期が、維持管理・運営期間以降となっていますが、切り替えによって発生する費用は事業費に見込むと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 なお、機器の利用開始時期は、ガスの種類の切替後の予定です。
70	本文	7	4 (1)	「新規の外装材で覆う」ことには、既存外装塗装部を再塗装することも可と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
71	本文	7	4 (1)	枠を取り外すということは、カバー工法は不可ということでしょうか。	ご質問のとおりです。
72	本文	7	5	一般的な諸室の温室度条件として、夏期 乾球温度28℃、冬期 乾球温度22℃、湿度40%～70%となっていますが、国土交通大臣官房官庁営繕部設備課監修「建築設備設計基準」に示されている温湿度条件、夏期 乾球温度26℃、50%、冬期 乾球温度22℃、40%への対応は必要ないでしょうか。	必要ありません。 夏季の温度条件については、省エネルギーのひとつの手法として28℃に設定しています。
73	本文	8	5 (2)	赤線で示す範囲とは、計画領域の範囲で、工事用の地中領域は既存建物の根切り領域迄可能でしょうか。 また、既存建物の当時の根切計画図又は、エリアをお知らせ下さい。	地中工事については、関係法令に適合する範囲で行ってください。なお、赤線は、現存する建物の中でゾーン・スペースの配置入れ替え可能な範囲を示したものです。 既存建物の当時の根切りに関する資料は、所持していません。
74	本文	8	5 (2)	空間利用の自由度および利用者の快適性を増すために、赤線範囲から若干外側まで施設を拡大させる提案を行うことはよろしいでしょうか。	関係法令に適合する範囲で提案を行ってください。
75	本文	8	5 (3)	耐震補強の要求を満たせば各室の面積を変更できるとありますが、許容範囲をご提示下さい。	要求水準書添付資料1新総合福祉・ボランティア・NPO会館 (仮称) 等施設整備計画一覽表 (以下「添付資料1」という) の用途「機能」等の条件を満たす範囲で提案してください。
76	本文	8	5 (3)	「要求水準を満たせば、各室の配置、面積を変更できる」とありますが、7頁8行では、「計画面積を示している諸室以外の面積については、提案を求めるとあります。計画面積が示されている諸室の面積も変更できると考えてよろしいでしょうか。	No.75を参照してください。

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答	
77	本文	8	5 (3)	利用面、機能から必要な場合には面積を増やしても、法規制上問題はありませんか？	No.74を参照してください。
78	本文	8	5 (4)	30年間以上のライフサイクルを維持することを目標としたりリニューアル計画とする、とありますが耐用年数を超えた材料や機器の更新を15年目以降に行えば、建物が30年以上使用できるとの解釈でよろしいでしょうか。	耐用年数を経過した材料や機器を更新すれば、施設として30年以上使用できるということです。
79	本文	8	5 (4)	30年間以上のライフサイクルを維持することを目標とありますが、具体的な要求水準はございますか。また、その判断材料はどのようなものでしょうか。	事業者の提案によります。
80	本文	9	5 (4)	中央児童相談所および女性相談所に求められているセキュリティの内容について、添付資料1-7項の特殊設備に記載されている内容(電気錠、ITV監視設備)でよろしいでしょうか。	要求している設備は、電気錠、ITV監視設備及び非常通報装置ですが、動線計画及び警備体制を含めたより良い提案をお願いします。
81	本文	9	5 (4)	セキュリティに関して、施設整備計画一覧表にゾーンとして電気錠、ITV監視設置とあるのは、ゾーン内の各居室に設置が必要ですか。また、ITVのモニターは、各ゾーンの事務室に設置すると考えて宜しいですか？	電気錠及びITV監視設備は、1階及び2階の中央児童相談所の出入口並びに6階の女性相談所の出入口に設置してください。 ITVのモニターは、中央児童相談所の1階及び2階の事務室並びに女性相談所の事務室、指導員室及び宿直室に設置してください。
82	本文	9	5 (4)	敷地南側に自転車歩行者道および右折帯を整備する。とありますが敷地内でしょうか、敷地外でしょうか。また、整備する長さ 幅員 仕上等をお知らせください。	当施設の敷地を利用することとします。 自転車歩行者道は、敷地南側の全面に設置するものとし、より良い提案を期待します。また、右折帯は、敷地南側道路から車両の出入りに必要なものと考えており、詳細は事業者の提案によります。
83	本文	9	5 (4)	敷地南側に設ける右折帯にもとめられる機能などを詳しく説明下さい。	事業者の提案によります。
84	本文	9	5 (6)	事業者が設置する機器及び備品については、事業期間中、事業者の責に帰さないメンテ及び交換等の必要性が出た場合の費用も事業者負担でしょうか。また事業者が設置する機器及び備品はリース等でも可能でしょうか。	県の責めに帰すべき事由による場合には県の負担となりますが、それ以外の事由による場合には事業者の負担となります。 契約書(案)第33条のとおり、完工後速やかに備品の所有権を県に移転することとしていますので、リースは不可とします。
85	本文	9	6	事業者が設置する機器及び備品については、維持管理 運営開始時に県へ所有権を移転しないとの理解でよろしいですか。	契約書(案)第33条のとおりです。
86	本文	9	6 (1)	停電対応時間についてご指示願います。	10時間とします。
87	本文	9	6 (1)	停電補償時間についてご指示願います。	10分とします。

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答	
88	本文	9	6 (1)	無停電電源装置の仕様についてご提示下さい。	停電補償時間はNo.87を参照してください。その他の仕様は、事業者の提案によります。
89	本文	9	6 (1)	屋上に太陽光発電設備パネルを設置する、とありますが外壁や地上に設置してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、景観や機能を損なわない範囲にしてください。
90	本文	10	6 (1)	照度については「建築設備設計基準」とあるが他の項目については適用されないものと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりですが、設計する際の参考にしてください。
91	本文	10	6 (1)	電話交換機に接続している電話機及びFAX機より、同時に利用可能な外線数及び内線数に関して具体的な目安を提示して頂けないでしょうか。	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備設計基準」(平成14年度版)第2編-3通信情報設備第2章 構内交換設備を参考に算出してください。
92	本文	10	6 (1)	今回入居する館内県庁関係者と岡山県庁との内線通話や内線FAXは無いものと考えて宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
93	本文	10	6 (1)	電話交換機に接続する局線の、NTT等の通信事業者側へ支払う初期導入費及び月額通信費に関しては、維持管理業務及び運営業務に係るサービス料には含まず、個別に県側でご負担して頂く費用と解釈して宜しいでしょうか？	事業者の使用する局線の初期導入費及び月額通信費は事業者の負担ですが、その他は県あるいは入居団体の負担です。
94	本文	10	6 (1)	電話交換機に接続する局線の、通信事業者側へ支払う月額通信費に関して、県側で一括負担するのではなく、各入居団体等に個別に課金するようなことも想定していると考えて宜しいでしょうか？	No.93を参照してください。
95	本文	10	6 (1)	電話交換機には耐用年数があり、15年間続けて利用することは困難かと考えますが、維持管理に伴う運用・保守費用については、同一機種を15年間運用・管理することとして算出すれば良く、県側で機器更新し、保守費用が変化した場合に生じる差額に関しては、県側で負担して頂けることで宜しいでしょうか？	県で機器更新し、保守費用が変化した場合に生じる差額に関しては、協議を行います。
96	本文	10	6 (1)	電話交換機の更新に関しては、15年間の運用部分の責任範囲を考慮して頂き、別途事業者側に御発注して頂くことで宜しいでしょうか？	更新は県で行いますが、事業者に発注するとは限りません。
97	本文	10	6 (1)	CATVの導入は無しの考えでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
98	本文	10	6 (1)	公共電波配信方式がかわり、テレビも地上波デジタルへの移行が予想されます。その時期がこの整備事業内に入った場合は、入札説明書付属資料「リスク分担表30頁の陳腐化リスクにより対応して頂けると解釈してよろしいですか。	陳腐化リスクに該当するか否かは県が判断します。

< 要求水準書 >

文書	頁	項目			質問事項	回答
99	本文	10		6 (1)	添付資料1の設備整備計画一覧表において、各室にTVの設備がありますが、これらの受信料の負担はどのようにお考えですか。サービス料金の中に入ってくるものと解釈してかまいませんか。	サービス料には含まれません。
100	本文	10		6 1	視聴覚補助設備の仕様について、ご提示下さい。	添付資料1に示しているもののほか事業者の提案によります。
101	本文	10		6 (1)	視聴覚補助設備については添付資料1の施設整備計画一覧表に明示してある特殊設備の項に対応すればよいと解釈してよろしいですか。	No.100を参照してください。
102	本文	10		6 (1)	視聴覚補助設備の施設内容と設置範囲は？施設整備計画一覧表に記述されている項目通りで宜しいですか？	No.100を参照してください。
103	本文	10		6 (2)	30箇所程度を指定された場所および適切な場所へ配置するとありますが、給湯室以外は室の一角にミニキッチン程度と考えても宜しいでしょうか。	事務室内については、ミニキッチン程度で可としますが、その他は室の用途に合わせた提案を求めます。 なお、「30箇所程度予定」を「40箇所程度予定」に修正します。
104	本文	11		6 (4)	熱源を中央熱源方式とした場合、電気・水・ガスと同様に熱量を計量する必要はありますか？	必要ありません。
105	本文	11		6 (4)	自主事業以外の計量区分の明細あるいはメータの個数をご指示ください。(計量する趣旨をもう少し詳しくご説明ください。空調方式がセントラルであっても空調の計量が必要でしょうか？)	事業者の提案によります。 なお、計量メーターは、ボランティア・NPO活動支援ゾーン、SPCが行う独立採算事業及びそれら以外で使用する光熱水費をそれぞれ区分し、計算するため設置するものです。空調がセントラル方式の場合には、計量メーターでの運転費用が区分出来なくても、やむを得ないものと考えます。
106	本文	11		1 (1)	事業者は必要に応じて、県の指示に従いボーリング調査、建物躯体の状況、工事に影響が出る地中埋設物等業務に必要な調査を行ない、...とありますが、調査必要性の判断及び調査費用の負担者を明確にしてください。	調査の必要性の有無は提案の内容によりますので、事業者で判断のうえ県の確認を取ってください。なお、費用は事業者の負担とします。
107	本文	11		1 (1)	県の指示に従いボーリング調査、建物躯体の状況、工事に影響が出る地中埋設物等業務に必要な調査を行う、とありますが想定される調査内容と量をご提示下さい。	No.106を参照してください。
108	本文	11		1 (1)	建築確認申請」とありますが、本計画において面積の増加がない事を前提とすると、建築確認申請は不要であると考えられます。見解をお知らせ下さい。	面積の増加がない場合でも、建築物の大規模の修繕若しくは大規模な模様替えをする場合は、建築確認申請は必要となります。なお、提案内容により、建築確認申請が必要な場合と不要な場合があると考えます。
109	本文	13		2 (3)	県が別途発注する第三者の行う設計・施行、及び搬入作業」とありますが、どのようなものを想定していますか。お示し下さい。	県あるいは入居団体が設置する機器の取り付け工事や備品の搬入等を想定しています。

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答	
110	維持	1	2 (6)	<p>・2 業務の実施の考え方」(6)ライフサイクルコストの削減に努めること。」とあります。また、情報ネットワーク関連設備において、県が支払うサービス料の対象となるサービスは「施設の設計・建設業務」と「維持管理業務」となると考えられます。ライフサイクルコストの削減に努める観点から、情報ネットワーク関連設備を全て「維持管理業務」としての提案も可能でしょうか。</p> <p>・また、不可能な場合には、情報ネットワーク関連設備において「施設の設計・建設業務」と「維持管理業務」とすべき項目を提示して頂きたいをお願いします。</p>	<p>基本的には岡山情報ハイウェイの基盤を生かしたネットワークを構築してください。なお、すべてのサービスを維持管理業務として提案することについては、要求水準書の基本的要件を満たさないこととなります。</p> <p>・施設の設計・建設業務」は「情報ネットワークに関する要求水準書」に、「維持管理業務」は「維持管理業務に関する要求水準書」に示してあります。</p> <p>・No.118を参照してください。</p>
111	維持	1	3 (7)	<p>警備業務 (総合案内)」とありますが、これは、警備員が総合案内も兼務で行うことも、警備員とは別に受付要員を配置することも、両方可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
112	維持	1	3	<p>上記項目に、事業者はこの要求水準書に加え、建築保全業務共通仕様書 (旧)建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「保全業務共通仕様書」という) (最新版) に準じて業務を行うこと。」とありますが、本来、PFI事業は性能発注を基本とし、事業者の自由な発想と独自の判断で最適な方法・頻度により業務を履行することでコストダウンを図るものと思量します。「保全業務共通仕様書」は頻度及び保守点検内容について一部には過剰と思われる記載もあります。これを他の多くのPFI事業の要求水準で採用されているように、事業者の自主的な提案や判断に委ねる方針とされてはいかがでしょうか？</p>	<p>「保全業務共通仕様書」の趣旨を満たした維持管理業務を実施してください。</p>
113	維持	2	6	<p>維持管理責任者は、環境衛生管理技術者・運営業務責任者等を兼務してもよろしいでしょうか。</p>	<p>維持管理業務及び運営業務を要求水準どおり支障なく実施できるのであれば、兼務は可能です。</p>
114	維持	2	12	<p>事業者における光熱水費の負担はあくまで維持管理に係るものであり、施設利用者が消費する光熱水費は事業者の負担と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>もしそうであれば、負担区分と光熱水費の支払い手続きはどのようになりますでしょうか。</p>	<p>要求水準書から合理的に想定することができる事業期間中の施設全体の維持管理及び施設運営に係る光熱水費は、施設利用者の利用分も含め全て事業者の負担です。省エネルギー等に十分配慮した提案を行ってください。</p> <p>・水道、電気及びガスの各管理者から県あてに請求書が届き、その請求書に基づきSPCが支払いを行う予定です。</p>
115	維持	2	12	<p>光熱水費は事業者の負担とありますが、光熱水費は、利用時間・利用方法等により大幅に変動する可能性があります。実際の利用時間・利用方法等が要求水準書から想定されるものと大きく異なる場合には、県に請求できると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>No114の前段を参照してください。</p>
116	維持	2	12	<p>事業期間中の施設全体の維持管理に係る光熱水費は事業者の負担とのことですが、公共施設ゾーンの中央児童相談所などの光熱水費は使用をコントロールできる岡山県側で負担していただく方が、総合的にランニングコストを削減できるのではと考えます。施設の箇所ごとに負担部分を決めてはいただけないでしょうか。</p>	<p>No114の前段を参照してください。</p>

< 要求水準書 >

文書	頁	項目			質問事項	回答
117	維持	5			情報端末及びバリアフリー情報端末、AV機器他の特殊設備に関する維持・管理・保守に関する記載は無いと思われませんが、実施しないものと考えて宜しいでしょうか？	特殊設備について維持管理業務の要求水準書に示す設備保守管理業務の対象としており、情報端末、バリアフリー情報端末及びAV機器他の特殊設備についても維持・管理・保守は事業者で行ってください。
118	維持	5	1		項目1 設備保守管理業務の対象内容 施設(各種設備) ただし、情報機器については、別添資料3 情報ネットワークに関する要求水準書」による。上記の記述がありますが、別添資料3 情報ネットワークに関する要求水準書」に具体的な記述がありません。同ページの他の設備保守管理業務と同レベルの内容を提示願います	ただし、情報機器については、別添資料3「情報ネットワークに関する要求水準書」による。」を削除します。
119	維持	5	4	(1)	運転日誌には運転日報を含みますか？ 温湿度記録日誌の測定ポイントをご指示ください。	含みます。 測定ポイントは、旧国立岡山病院本館棟各階2ヶ所、同循環器病センター棟各階1ヶ所、同小児病棟各階1ヶ所とします。
120	維持	6	1		上記項目において、吹の日常清掃、定期清掃及び外溝清掃の項目において指定された範囲とする。」とありますが、清掃その他維持管理の対象となる範囲は、共用部分に限らず外部の団体が貸室として利用することを想定する部分を含む建物の全床面積対象となるのですか？	維持管理業務に関する要求水準書」の清掃業務に示すとおり、日常清掃及び定期清掃の範囲は、施設全般です。
121	維持	7	9		上記項目において、「ゴミ(廃薬品等は除く)は、所定の場所に収集し、集積する。」とありますが、実際には、ゴミの内容によって産業廃棄物等の処理業者が収集・運搬・処分をする必要があると思いますが、当該業務は今回のPFI事業でSPCが行う事業とは別枠で県が手配するのですか？	産業廃棄物等の処理は、排出した者が行うこととします。
122	維持	11	3		県より駐車場利用に関して新たな申し出があった場合、事業者は管理方法等について県と協議を行い、協議に基づく対応を実施することとありますがその場合の事業費増に対する負担も協議対象となると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
123	維持	11	3	(2) (3)	駐車料金は無料・利用者以外の目的外利用を抑制、とありますが、利用者以外の目的外利用を抑制するために、施設利用者以外の駐車については料金を徴収することは可能でしょうか。	施設利用者以外の目的外利用を抑制し駐車場利用の適切な管理を図るため、民間のノウハウを活かした提案を期待していますが、駐車料金を徴収することは想定していません。
124	維持	12	3		警備担当人員は、1人以上とするとのことですが、機械警備の併用も可能ということで、24時間の常駐でなくても構わないでしょうか。	24時間常駐とします。
125	維持	12	3	(2)	機械警備のみとすることは可能でしょうか。	不可とします。
126	運営	1	5		運營業務責任者を配置し、かつ、日常の庶務的な事務処理に必要な事務員を配置することとありますが、運營業務責任者が事務員を兼務することは可能でしょうか。	No113を参照してください。

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答	
127	運営	1	5	事業者は、業務の実施にあたり、少なくとも1名の人員を常時配置し...とありますが、業務には施設運営業務と喫茶等運営業務の2種類の業務があります。この場合、それぞれの業務に対して、各1名以上の人員を配置しなければならないと考えてよろしいでしょうか。	運営業務全体（施設運営業務及び喫茶等運営業務）で少なくとも1名の人員を常時配置してください。
128	運営	1		不適切な利用の制限、時間外利用の届出許可方法など、建物管理上の権限は事業者にあると考えてよろしいでしょうか。	建物管理上の権限は県にあり、契約書に基づく管理を事業者が責任を持って行うものです。
129	運営	2		ランニングコストの低減を図るために、維持管理業務と運営業務を横断的に分担することは許容されますでしょうか。例えば、警備員が受付業務を行うなかで、物品（新聞、宅配便等）の受付及び取り次ぎも行うなど。	No113を参照してください。
130	運営	2	3 (1)	会議室等の使用申込の受付、貸出を行い、使用料を収納し県に納付する、とありますが、すべて総合受付における窓口又は電話、FAXで対応することとしても、問題はないでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、県との協議を要します。
131	運営	2	3 (2)	施設に入居する関係機関とはどのような機関ですか。ご教示願います。	別添資料1のとおりです。
132	運営	2	3 (2)	光熱水費は、事業者が負担することとなるが」とありますが、利用団体の都合による残業等による超過利用の場合、受益者負担ということで、利用者に請求する、または県に請求することは可能でしょうか。	No114の前段を参照してください。
133	運営	3	2	リフレッシュゾーンは1Fと2Fに配置されていますが、両フロアとも喫茶等運営業務として利用すると理解してよろしいでしょうか。	別添資料1のとおり、1階への喫茶等の配置が要求水準です。
134	運営	3	3	施設利用者（会議室利用を含めて年間約17万人を見込んでいる）とのことですが、性別、年齢層などの概要を教えていただけないでしょうか。	性別、年齢等の推計は行っていません。
135	運営	3	3	施設利用者（会議室利用を含めて年間約17万人を見込んでいる）とのことですが、障害者の方の利用はどのくらい見込まれているのでしょうか。	No.134を参照してください。
136	運営	3	3 (1)	事業者は、喫茶等運営業務の営業収益をもって運営に当たること」とありますが、入札説明書の付属資料の3には「喫茶等運営業務に要する費用の一部について、サービス料を充当することは妨げない」とあります。これは付属資料の3の通り「充当できる」と理解してよろしいでしょうか。	No55を参照してください。

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答	
137	運営	3	3 (3)	喫茶等運営業務に関して、民間事業者においては施設利用者を年間約17万人と見込んだ設備を整備する必要がありますが、この見込み人数より実際の施設利用者が少なかった場合には過大な設備を抱え込むこととなります。独立採算であることからこのリスクは全て民間事業者の負担となるのでしょうか。	喫茶等運営業務は、事業者が独立採算により実施するものであり、需要リスク等の同業務に関するリスクは、すべて事業者の負担となります。なお、「運営業務に関する要求水準書」で示した施設利用者数は参考数値です。
138	情報	1		維持管理については、事業期間中、事業者が行うものとする。」とありますが、情報通信機器には耐用年数が有り、15年間続けて利用することは困難かと考えますが、維持管理に伴う運用・保守費用については、同一機種を15年間運用・管理することとして算出すれば良く、県側で機器更新し、保守費用が変化した場合に生じる差額に関しては、県側で負担して頂けることで宜しいでしょうか？	No95を参照してください。
139	情報	1		機器更新については、県において行うものとするが、」とありますが、情報機器の更新に関しては、15年間の運用部分の責任範囲を考慮して頂き、別途事業者側に御発注して頂くことで宜しいでしょうか？	No96を参照してください。
140	情報	2	1 (2)	1000BASE-SXに対応可能とは基幹LANの部分のみを示していると解釈して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
141	情報	2	1 (2)	別添資料3 情報ネットワークに関する要求水準書2頁 基本的要件 1.ネットワークの形態 2) 通信速度 / インタフェース10BASE-T、100BASE-TX に対応することとする。ただし、1000BASE-SX にも対応可能とすること。上記のように通信速度 / インターフェースとして、10BASE-T、100BASE-TXに対応し、1000BASE-SXにも対応可能とするとありますが、これは、将来支線LANも含め、1000BASE-SXに対応可能とすることでしょうか？ また、配線上の考慮であれば、フロアLANはカテゴリ6の配線を行い、スイッチングHUBの交換により、1000BASE-TXに対応するという措置で代替可能でしょうか？	ご質問のとおりです。 ネットワーク性能、耐久性、管理コスト、拡張性、将来性等に配慮し、要求水準書以上の仕様を満たせば、提案は可能です。
142	情報	3		県職員利用ネットワークは、...実施する」とあるが、ネットワークの構成上、具体的な県事務職員の人数等を提示して頂けないでしょうか？	No57を参照してください。
143	情報	3		同図で記載している、同会館と岡山市弓之町の分岐接続点までの光ファイバーケーブルの敷設と接続に関しては、事業者の整備範囲として、同会館の敷地内を除く部分の埋設部の管路や架空用の電柱の設置に関しては事業者の整備範囲外と解釈して宜しいでしょうか？	分岐接続点から敷地内までのケーブル敷設及び接続に関して、本事業内で必要な埋設部の管路及び架空用の電柱は設置してください。
144	情報	3	3	3. WANインターネットと高速接続するために、岡山情報ハイウェイの基幹回線と光ファイバーにて直接接続する。要求水準書には上記のように記載されているが、岡山情報ハイウェイ分岐点からのファイバーの敷設は、自営、賃貸の何れでも可能ですか。	自営としてください。

< 要求水準書 >

	文書	頁	項目			質問事項	回答
145	情報	3		3	(1)	別添資料33頁3.WAN 岡山情報ハイウェイ側機器接続する機器は、県庁に設置している既設Summit1i (Extreme 社製)と接続するものとするが、長距離用GBIC モジュールを追加実装するものとする。上記のように記述されていますが、岡山情報ハイウェイの既設Summit1iについては、GBICの提供をするだけで、設定変更などのコンフィグレーションは岡山情報ハイウェイの運営者に対応いただけると考えてよろしいですか？	ご質問のとおりです。
146	情報	3		4	(1)	場所は、県事務所の管理区域内に設置する。とありますが、県事務所についてより具体的に教示願えますか？	機器に対してのセキュリティ対策上、県事務所の管理区域内に設置することとしていますので、当該区域内でネットワーク構成上最適な位置に設置してください。なお、県事務所の管理区域とは、添付資料4「ゾーン配置図」に示す公共ゾーン及びその他共用スペース内で、県職員がその場所の施錠等の管理を行う部屋をいいます。
147	情報	3~4		4		4.設置場所(1) メイン機器室 場所は、県事務所の管理区域内に設置する。 19インチ機器ラックを1本分立架するスペースを確保すること。また、ラックの前後左右は70cm以上の作業スペースがあること。全ての機器が、19インチラックに搭載可能なこと。上記のように記述されているが、運営管理の効率化対策としてサーバ類 (施設予約管理システム等)を提案した場合に、メイン機器室や今回提案するラック上などに設置することは可能でしょうか？	メイン機器室の環境条件を満たすのであれば、可能です。
148	情報	4		5	3	電源条件として雷害防止とあるが、具体的な条件があれば提示して頂けないでしょうか？	事業者の提案によります。
149	情報	5		7		7.配線(12)ホール等には、インターネット端末の整備又は無線 LAN環境を整備について配慮すること。上記のように記述されていますが、ホール等に設置するインターネット端末は、具体的に何台程度を想定すれば良いでしょうか？ また、ホール等に設置する無線 LAN環境は、一般の利用者に広く公開するものでしょうか？それとも、認証などにより利用者のアクセス制限をかける機能が必要でしょうか？	・「公衆情報端末」は情報検索コーナーに3台以上、図書 閲覧室に3台以上設置してください。バリアフリー「公衆情報端末」は県の情報コーナーに4台以上設置してください。 ・会館の利用者に広く公開するものです。したがって、利用者の利便性等に配慮した提案をお願いします。
150	情報	5		7		7.配線(7) 県事務所の部屋では、情報コンセントから各机等までの部屋内 LANの配線も実施すること。上記のように記述されていますが、県事務所の部屋内LANの終端は、RJ45コネクタ (オス) 渡して良いでしょうか？	ご質問のとおりです。
151	情報	5		9	(9)	「...中央NOCからメイン機器室に設置したネットワーク機器の状態を遠隔監視する機能を有すること」とありますが、中央NOCは県庁内にあると考えてよろしいですか？	中央NOCは県庁内ではなく、情報ハイウェイで接続された岡山市大内田地内の建物内にあります。

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答	
152	情報	5	9 (9)	<p>9. 監視系機器岡山情報ハイウェイの基本的な運用形態に準拠したネットワーク構成とする。このため、中央NOCからメイン機器室に設置したネットワーク機器の状態を遠隔監視する機能を有すること。上記のように、中央NOCからメイン機器室に設置したネットワーク機器の状態を遠隔監視する機能とありますが、snmpによる死活監視が可能であると考えてよろしいですか？また、その他の遠隔監視機能が必要な場合には、具体的な要求水準を提示して頂きたい。</p> <p>・さらに、コミュニティ名を岡山情報ハイウェイに合わせる必要がありますが、よろしいでしょうか？</p>	<p>岡山情報ハイウェイの円滑な運用管理を行うために、ネットワーク管理センターから遠隔監視することとしていますので、提案に当たっては、SNMPによるネットワーク管理センターから死活監視できる機能を有するネットワーク機器を選定してください。</p> <p>遠隔監視機能については、岡山情報ハイウェイに設定を合わせる必要があります。</p>
153	情報	5	9 (9)	<p>9. 監視系機器岡山情報ハイウェイの基本的な運用形態に準拠したネットワーク構成とする。このため、中央NOCからメイン機器室に設置したネットワーク機器の状態を遠隔監視する機能を有すること。情報機器についての維持管理業務に関する要求水準書が不明確ですが、支線機器室の設備などを対象とした独自のネットワーク監視機能を持たせる必要がありますか？</p> <p>また、停止時間の短縮化などサービスレベルを維持するために各機器に監視機能を持たせた場合、VPNなどのセキュリティ対策を行うことで、インターネット経由で保守会社から遠隔監視を行うことは可能ですか？</p>	<p>必要ありません。</p> <p>遠隔監視は、岡山情報ハイウェイ側からのみ行いますので、インターネット経由で保守会社からの遠隔監視を行うことはできません。</p>
154	情報	5	10 (1)	<p>10. ネットワーク設計(1) IP アドレス、VLAN、ルーティングの設計を行い、事前に提示し県の了解を得ること。上記のようにIPアドレスやルーティングの設計を行うとありますが、グローバルIPアドレスの取得は、今回の入札の対象外と考えてよろしいですか？例えば、想定される対応としては、岡山情報ハイウェイから割り当ていただく方法が考えられます。</p> <p>また、プライベート IP アドレスの割り振りを行う場合、NAT機能を用意する必要がありますか？</p> <p>また、クライアントPCに対し、DHCPなどでアドレスの自動割当てを行う必要がありますか？</p> <p>・さらに、複数の入居団体が入りますが、ファイアウォールなどセキュリティ上のアクセス制限を行う機器は、本入札の対象外と考えてよろしいでしょうか？</p> <p>・そして、要求水準として、入居団体に対し、IPアドレスの持込みを認めますか？</p>	<p>・ご質問のとおりです。</p> <p>なお、施設との岡山情報ハイウェイ接続に係るグローバルアドレスは、県の業務として岡山情報ハイウェイから割り当てます。</p> <p>県職員ネットワークに係るプライベートIPアドレスを使用する場合は、既存機器を利用するので不要ですが、必要なDHCP機能は提案事項です。</p> <p>・入居団体のネットワークについては、団体が入居する部屋までの配線関係のみ提案事項とし、入居団体に係るネットワーク構成（ファイアウォール、ルータ等）は、別途各団体が施工するものとします。</p> <p>認めます。（入居団体は自ら契約したプロバイダーから割り振られたIPアドレスを使用します。）</p>
155	情報	7		<p>同項目に記載されている機器の仕様に関しては、目安の値とし、概ねの機能を満たしていれば要求水準も満たすと解釈して宜しいでしょうか？</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
156	情報	7	4	<p>外部アンテナを取り付け、広範囲な通信を可能とする」とありますが、電波を盗聴されたりした場合に発生するリスク（HP改竄、情報漏洩等）については、事業者側の負担では無いということに宜しいでしょうか？</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答	
157	情報	7	4	<p>県公開の無線 LANの使用によってペースメーカー等の機器に影響を与えた場合のリスクについては、事業者側の負担では無いということで宜しいでしょうか？</p>	<p>ご質問のとおりです。 ただし、県としては、無線 LANの使用はペースメーカー等の機器に影響を与えないと考えますが、当該機器等への影響に十分配慮した提案をお願いします。</p>
158	情報	10		<p>ネットワーク概要図(案)に、IPv6LANとありますが、グローバルIPアドレスの取得は、今回の入札の対象外と考えてよろしいですか？(例えば岡山情報ハイウェイから割り当ていただくとか) また、岡山県情報ハイウェイでは、IPv6によるインターネットアクセスが可能であると考えてよろしいですか？</p>	<p>ご質問のとおりです。 ・IPv6によるインターネットアクセスは、将来計画です。</p>
159	情報	10		<p>ネットワーク概要図(案)インターネット接続に対するファイアウォール機能は、行政ネットワークでは、県庁の既設ファイアウォールが行うと考えてよろしいでしょうか？ 公開ネットワーク用のファイアウォール機能は、図中にはございませんが本入札にて用意する必要がありますか？</p>	<p>ご質問のとおりです。 必要ありません。</p>
160	情報	10		<p>ネットワーク概要図(案)ここで、提示されている「ネットワーク概要図(案)」は、要求水準とし最低限度必要な機能と理解して良いでしょうか。 「高度情報化への対応」を考えた場合、ネットワークセキュリティ機能、ネットワーク監視機能等、本来独立したネットワーク基盤を想定した場合、必要となる機能があると考えます。しかし、本要求水準書では、今回の「新総合福祉・ボランティア・NPO会館」に対する岡山情報ハイウェイ側のポリシーが記載されていない為に、それぞれの機能分担が想定できません。したがって、可能であれば今回の「新総合福祉・ボランティア・NPO会館」に対する岡山情報ハイウェイ側のポリシーおよびネットワーク機能分担の提示をお願いします。</p>	<p>岡山情報ハイウェイは県内における情報格差の是正のため、県が整備した高速通信回線であり、県の行政事務に利用している他、その高速回線を県民に無料開放し、市町村、教育機関、通信事業者、企業及び各種団体等が幅広い利用を行っています。 接続拠点施設のネットワーク接続仕様は、155Mbps(ATM方式)又は1Gbps(Ether)の選択ができ、ネットワーク構造的には、県職員が利用する行政系ネットワークとインターネット等の公開系ネットワーク、さらに施設内の入居団体でのみ利用できるネットワーク等を構成でき、接続拠点施設に高速環境で一体的に接続することが可能なものです。 また、岡山情報ハイウェイの利用者は、接続拠点施設と物理的な接続を行い、別途IPとアップリンク契約を行うことにより、インターネット接続が可能となります。 さらに、岡山情報ハイウェイに接続された団体のトラフィックは、岡山情報ハイウェイの地域IX機能により、県内トラフィックはネットワーク管理センター(NOC)内で処理され、高速化を図っています。 岡山情報ハイウェイについての詳細は、岡山県情報政策課のホームページをご覧ください。 (http://www.pref.okayama.jp/kikaku/joho/)</p>
161	添付	1 28		<p>要求水準書 添付資料1 設備計画一覧表の各室の「利用時間」がありますが、情報ネットワークの保守時間帯は「利用時間」内と考えてよいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答
162	添付	2	特殊設備項目に記載の「電光掲示板」、磁気及び赤外線補聴システム」は視聴覚補助設備と考えるとよろしいでしょうか。 また、同設備の対応範囲は、上記機器が特殊設備に記載されている諸室に限定すると考えるとよろしいでしょうか。	・磁気及び赤外線補聴システム」は視聴覚補助設備であり、「電光掲示板」は視聴覚補助設備を含む案内誘導設備です。 ・別添資料1の特殊設備に記載されている諸室及びその他共用スペースのエントランス、廊下、エレベーター、トイレ、その他必要と思われる場所に設置してください。
163	添付	2	柵、衝立、戸柵サイズをご教示下さい。	事業者の提案によります。
164	添付	3	特殊設備として防音仕様が指定されている室の遮音グレードレベル、及び会議室(大)の可動間仕切り遮音グレードレベルはどのように設定すればよろしいですか。	中央児童相談所の脳波検査室は500Hzに対して透過損失30dB以上、身体障害者更生相談所の聴力検査室は500Hzに対して透過損失50dB以上、その他の防音仕様の室は125～2,000Hzに対して透過損失25～50dB以上とします。また、会議室(大)の可動間仕切りは、パネル単体で500Hzに対して透過損失45dB以上とします。 No.174を参照してください。 身体障害者更生相談所の耳科検査室は、シールドルームを防音仕様に修正します。
165	添付	3	会議室(大)は、250～300名程度の大きさとする。また50～100人程度で分割利用する場合もあるとありますが、2分割でしょうか、3分割でしょうかお知らせください。	事業者の提案によります。
166	添付	5	バリアフリー情報端末に関して、どのような人を対象としているか提示して頂けないでしょうか？(視覚障害者、聴覚障害者、歩行障害者他)	障害者を含めた多くの方が利用できる提案を期待します。
167	添付	4	中央児童相談所において、食堂、厨房施設が明記されています。入札説明書、要求水準書等においては事業者は喫茶等運営業務については明示されていますが、前述の施設については何も触れていません。従って、中央児童相談所の食堂、厨房については、施設の整備だけで運営はしなくてよいとの解釈でよろしいか。それとも入札説明書18頁にある「落札者が提案した独自事業」に含まれますか。	中央児童相談所の食堂及び厨房については、施設の整備を求めています。運営は県で行います。
168	添付	4	事業者が設置する機器及び備品で「公衆情報端末」とありますが、仕様・台数等のお考えがあればご教示ください。	仕様は最新のものとしてください。また、台数はNo.149の前段を参照してください。
169	添付	4 5	公衆情報端末に関して、必要最低限のスペック(OSはWindowsXP、CPUはPentium4以上等)があるようでしたら提示して頂けないでしょうか？	No.168を参照してください。
170	添付	4 5	公衆情報端末及びバリアフリー情報端末に関して、事業者側で整備する台数を提示して頂けないでしょうか	No.149の前段を参照してください。

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答	
171	添付	6		子供のプレイルームの電気設備においてLANが必須になっていますが、本当に必要ですか。ご指示をお願いします。尚、10頁の中央児童相談所のプレイルーム(相談用)にはLAN設備の指定はありません。	要求水準書のとおりです。
172	添付	7		公共施設ゾーン 中央児童相談所 洗濯室の乾燥機などの熱源をご指示下さい。(ガス 蒸気 など)	事業者の提案によります。
173	添付	8	5 (3)	添付資料1にある各室面積は、耐震補強計画により変更できるものとありますが、変更可能な限度(たとえば、添付資料1に記してある面積±10%)についてご指示ください。	No75を参照してください。
174	添付	11		脳波検査室はシールド仕様ではないと考えてよろしいでしょうか。	シールドルームに修正します。防音性能として500Hzに対して透過損失30dB以上、シールド性能として0.5～20MHzに対して透過損失50dB以上とします。
175	添付	22		授産品展示販売コーナーの特殊設備である電動シャッターは、防犯用だと思われませんが、グレードの指定はありますか。	事業者の提案によります。
176	添付	25		屋外施設の駐輪場(150台分)に屋根は必要ですか。 また、バイク、自転車の台数の振り分けはどのようにすればよろしいですか。	必要です。 事業者の提案によります。
177	添付	28		電話端末機(電話機、FAX機)に関して、事業者、県、入居団体のどこが整備するか判断できるように区分を明示して頂けないでしょうか？ また、各室に設置する電話端末機(電話機、FAX機)の想定台数もしくは数量を想定出来るよう明示して頂けないでしょうか？	事業者の使用するものは事業者が、その他は入居団体あるいは県で整備します。 要求水準書に示す職員数及び必要な部屋数等から想定してください。
178	添付	29		各AV機器に関して、必要最低限のスペック及び数量を提示して頂けないでしょうか？(液晶PJの照度、スクリーンの大きさ、ワイヤレスマイクの数等)	部屋の大きさ及び使用人数等から想定してください。
179	添付	29		会議室(大)の特殊設備は、分割して利用する場合それぞれに必要な設備でしょうか。また、個別に設ける場合と一体で利用する場合の使い分けも可能な設備とする必要性がありますか。お知らせください。 また、液晶プロジェクターの仕様をお知らせください。	一体的に利用する場合も分割して利用する場合も、それぞれ利用できる設備としてください。 事業者の提案によります。
180	添付	33		各平面図のCADデータは、受領可能でしょうか。	閲覧資料2の追加資料を参考にしてください。 なお、資料の閲覧については、No.1の 印を参照してください。
181	添付			公衆電話に関して、NTT側の事業であるため、NTTが設置を拒否した場合のリスクや代替案の負担に関しては県にあるものと解釈して宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。

< 要求水準書 >

	文書	頁	項目			質問事項	回答
182	添付					地下の利用内容が示されておりませんが、適宜利用を提案してもよろしいでしょうか。	添付資料1の「新会館-その他共用スペース-倉庫、その他」を参照してください。
183	添付					利用時間が用途 部屋によって異なっていますが、鍵の管理によると考えてよろしいでしょうか。	電気錠、TV監視設備が、1,2階の中央児童相談所出入口及び6階の女性相談所出入口に必要です。その他、利用時間がゾーン・スペースで異なる場所については、セキュリティの面から、ゾーン・スペースを区分する扉等を設置し、施錠で管理する等のよりよい提案をお願いします。
184	添付					事業者が機能確保すべき備品の範囲は、事業者が設置する機器及び備品欄記載の備品のみであり、県あるいは入居団体が設置する特殊な機器及び備品欄の備品は対象外との理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
185	添付					施設利用水準を保つため、1、2、3、6階の各室配置の、参考案のない部分につきまして、参考各室配置の提示をいただくことはできますでしょうか。	各室配置は、添付資料1を参考に事業者の提案によります。
186	添付					コンクリート、鉄筋、鉄骨の材質が明記されている仕様書がありませんが、ご提示下さい。	閲覧資料1を参照してください。 なお、資料の閲覧については、No.1の 印を参照してください。
187	閲覧					旧国立岡山病院建物に関する資料(抜粋版)の中の本館現況図において、意匠図と構造図間で、柱の寄り心及び間柱のサイズに差異があるように思われます。どちらを正とすればよいのかご提示下さい。	施設の公開時に現況を確認してください。
188	閲覧					旧国立岡山病院建物に関する資料(抜粋版)の中の本館現況図では、コンクリート壁と一般間仕切壁との区別ができません。詳しい資料をご提示下さい。また、撤去予定範囲である本館棟3～4階増築部分の詳細な図面をご提示下さい。	閲覧資料1を参照してください。 なお、資料の閲覧については、No.1の 印を参照してください。
189	閲覧		1～4			耐震診断資料において本館はA～Cブロックに分割して検討されていますが、その理由をご提示下さい。(図面ではエキスパンション ジョイントで分離されておりません。)	建物がかなり歪な形をしていますので、剛床仮定が成り立たないと考え、3分割して診断しています。
190	閲覧					本館CブロックのB1階に関して、改修後図面のX方向には補強がされていますが、二次診断結果がありません。二次診断結果をご提示下さい。	閲覧資料2の159頁を参考にしてください。 なお、資料の閲覧については、No.1の 印を参照してください。
191	閲覧					既存および新設杭の許容支持力および水平力に対する検討に用いる資料をご提示下さい。(地盤の設計N値、既存杭の計算書、近隣のボーリング柱状図など) また、既存杭の工法をご提示下さい。	県では杭の支持力及び水平力に関する資料は所持しておりません。閲覧資料2の既存杭及び新設杭の支持力は、閲覧資料1に記載されている支持力を使用して検討されています。 既存杭について、県で把握している範囲は、要求水準書閲覧資料1に記載されている内容です。 なお、資料の閲覧については、No.1の 印を参照してください。

< 要求水準書 >

文書	頁	項目	質問事項	回答	
192	閲覧			<p>耐震改修案を見ますと杭の新設が図示されております。また、昨年の「要求水準書(案)」に関する質疑回答書」に遺跡の試掘調査に関して、「参考に示してある耐震改修の基礎工事であれば・・・試掘調査は不要」とありますが、その具体的な範囲を教えてください。</p> <p>また、その範囲内で杭を新設する場合、種類および工法は自由と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>試掘調査は不要と思われる基礎工事の範囲は、参考例の躯体から杭までの距離及び基礎の大きさを参考にしてください。</p> <p>・ご質問のとおりです。</p>
193	閲覧			<p>補強を要するコンクリートのクラック、鉄筋の腐食などに関する資料がありましたらご提示下さい。</p>	<p>閲覧資料2を参考にしてください。</p> <p>なお、資料の閲覧については、No.1の 印を参照してください。</p>
194	閲覧			<p>「耐震診断 耐震設計に関する資料(抜粋版)」の改修図のCADデータ(DXF形式)の貸与をお願いします。</p>	<p>閲覧資料2の追加資料を参考にしてください。</p> <p>なお、資料の閲覧については、No.1の 印を参照してください。</p>
195	閲覧			<p>竣工後不要な地下埋設物(配管など)を撤去せずに埋め殺しとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>埋め殺しも可としますが、施設の安全性及び耐久性に十分配慮したより良い提案をお願いします。</p>
196	閲覧			<p>T=0.97等の数値が使われていますが、算出根拠を教えてください。</p>	<p>閲覧資料2を参考にしてください。</p> <p>なお、資料の閲覧については、No.1の 印を参照してください。</p>
197	閲覧			<p>収蔵スペースの設計荷重は、すべて可動書架と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
198	閲覧			<p>その他残置躯体に損傷を与える恐れのある部分」とありますが、内部コンクリート壁に取り付く木製建具・間仕切等の撤去は除却範囲と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
199	その他			<p>井戸水の日供給量のデータがありましたらご教示ください。</p>	<p>県では所持していません。</p>
200	その他			<p>敷地面積、建築面積、及び床面積の算定根拠(各階求積図等)を提示願います。</p>	<p>閲覧資料を参考にしてください。</p> <p>なお、資料の閲覧については、No.1の 印を参照してください。</p>
201	その他			<p>受領資料の「建物・工作物解体図」において、地下部分の本館と学生宿舎の間に地下通路がありますが、既存のまま残して閉鎖するということではよろしいでしょうか。</p>	<p>県において、事前に安全上支障がないように対処します。</p>

入札説明書等に関する質問回答書

< 落札者決定基準 >

	頁	項目			質問事項	回答
202	4	図表	2	2-2	③) DSCRが1.0以上とありますが、修繕計画によってはある単年度において1.0を下回ることも考えられます。この修繕費用はSPCの内部留保にて対応し、事業期間中に追加出資や借入が発生しない計画の場合でもDSCRが1.0以上である必要がありますか。ご教示願います。	各決算期において、原則としてDSCRが1.0以上であることが必要です。ただし、修繕に伴う一時的な事情については、SPCの資金状況を総合的に評価し、元利金支払いの余裕度を判断することとします。
203	5	5	(1)		5審査の方法 参加資格審査 事業遂行能力の確認 評価対象グループ代表以外の非上場企業の審査はなし、との理解でよろしいでしょうか。	参加資格審査の「事業遂行能力の確認」については、ご質問のとおりです。なお、参加表明書(様式1)及び参加資格確認申請書(様式2)で示す添付資料は必要です。
204	6	5	(2)		プロジェクトHRRの確認の際に「調達コスト」を使用することになっておりますが、この「調達コスト」とは事業資金を資本金 劣後ローン 優先ローンにより調達すると仮定した場合、優先ローンの金利と考えて宜しいのでしょうか。	プロジェクトHRR 調達コストを確認する際の調達コストは借入金(優先ローン)の調達コストとし、プロジェクトHRRが様式57の外部借入等欄の民間金融機関からの借入金利を上回っているかを確認します。様式57の民間金融機関からの借入条件欄には、金利条件(基準金利、スプレッドなどの条件。提案書作成の際の基準とした平成15年2月28日時点の想定金利含む)を必ず記入してください。
205	6	5	(2)		出資者、金融機関からみた利回りとはどのような指標でしょうか。ご教示願います。	No204を参照してください。
206	6	5	(2)		調達コストの定義及び、プロジェクトへの要求利回り(出資者、金融機関からみた利回り)の定義について具体的な算出方法も含めご教示いただきたい。	No204を参照してください。
207	7	5	(2)		9頁の別表1の「入札価格に関する事項」の配点は50点となっている反面、本項には、「入札価格によっては、50点を上回る得点も有り得る。」と記述されています。 入札価格に関する配点は、入札価格に関する事項の得点化方法の式により算出され、入札価格を予定価格の80%以下に抑えるが出来れば、50点以上取ることが可能という理解でよろしいでしょうか？また、その結果、合計点数が100点を上回ることがあるという理解で宜しいでしょうか。	落札者決定基準に示すとおり、総合審査のうち入札価格に関する事項については、入札価格によって50点を上回る得点もあり得ます。価格及びその他の条件(性能、機能、技術等)で極めて優れた提案があった場合、合計点数が100点を上回ることもあり得ます。そのような提案があることを期待しています。
208	7	5	(2)		3段階の評価の意味合いとして「特に優れている」、「優れている」、「優れているとは認められない」との記載がありますが、これは他の提案者の提案と比べて優れているか否かを評価するという意味なのでしょうか？それとも評価の基準となる水準が別途あり、その基準と比べてどうなのかということを判断することを意味しているのでしょうか。	落札者決定基準に示すとおり、審査小項目毎にA、B、Cの3段階の評価を行います。別表2に示した「評価の視点」を中心に各提案の優れた点を評価しますが、「評価の視点」の内容によって絶対評価もあれば相対評価もあり得ます。
209	7	5	(2)		当該評価項目において特にすぐれている」というのは、当該評価項目について要求水準書でもとめている内容に比べて特にすぐれている」と言う意味でしょうか。それとも当該評価項目について他の提案書に比べて(相対的に)特にすぐれている」という意味でしょうか。	No208を参照してください。

< 落札者決定基準 >

	頁	項目			質問事項	回答
210	10	別表2	1		高度情報化への対応a 情報システムの機能・性能及び具体的仕様について要求水準を上回る優れた提案がなされているか。上記のように記述されているが、「岡山情報ハイウェイ」側での情報システム機能の提示が無いため、「新総合福祉・ボランティア・NPO会館」を独立した情報システムと考え提案機能が重複しても加点の対象となるのでしょうか。	評価の対象とします。
211	10	別表2	1		高度情報化への対応 b 維持管理・保守・点検・更新を考慮した工夫がなされているか。『落札者決定基準』には上記のように記述されている。また、契約書第65条には、「情報ネットワークに関する機器の更新については、県において行うものとする。」と記述されているが、ネットワーク帯域、ネットワーク性能において、維持管理業務の15年間情報ネットワークに関する機器の更新を含めた提案は可能ですか。	可とします。
212	12	別表2	4		評価の視点として「自己資金を相応に準備した資金計画となっているか」という項目があがっておりますが、ここでいう「自己資金」とは株式会社の資本金・劣後ローン・劣後ローン枠・追加出資枠の合計金額と考えて宜しいのでしょうか。	資本金のみとします。
213	12	別表2	4		「自己資金を相応に準備」とありますが、「相応」の具体的な考えはお持ちでしょうか。例えば、資本金が大きければよい、というようなことではないと思われますので、金融機関が認めていけば可としていただきたいと思います。	資本金を含めた資金調達全般の確実性の視点で評価します。資本金額に限らず出資構成も評価の対象です。 金融機関からの融資の確約又は関心表明は、借入金等の調達の面で評価します。

入札説明書等に関する質問回答書

< 契約書 (案) >

	頁	条	項	質問事項	回答
214	7	5	2	現段階において、県として想定している具体的な財政上及び金融上の支援がありましたらご教示ください。	入札説明書第5-9-(3)のとおりです。
215	7	6		<p>サービス料にかかる消費税の取扱に関しましては、施設整備費部分と維持管理・運営費部分について現在同等の扱いとなっております(即ち、各回のサービス料に支払時点の消費税率に基づく消費税額を付加して支払う)施設整備費部分に関しましては税務・会計上、売買に準じた取引と解釈できることから施設引渡時点で消費税率をFIXすべきものと思われま。施設整備費部分の消費税の取扱について前記の通り変更いただけるよう要望いたします。</p> <p>また当方では本件の会計・税務処理を金融型で行うことを予定しており、この場合には、「施設引渡時点で県より一括で支払われるべき施設整備費部分の消費税をSPCが立替え、施設整備費に当該消費税額を上乗せした額を割賦元本として、以降元本並びに利息を回収していく」という処理になりますので、サービス料のうち施設整備費部分につきましては、消費税を付加してお支払いいただくという解釈ではなく、消費税込の元本に対して元利をお支払いいただくという解釈とさせていただきますをご了解願います。(金額的には両解釈とも同額となります)</p> <p>又、上記の施設整備費部分に関する情報を様式集に反映する際に、様式上の指示通り基本的には消費税等を除いた額で掲載することになりますが、詳細な事業収支部分(例えば様式56等)につきましては、サービス料の施設整備費部分に、消費税を含めた金額で作成せざるを得ません(口座残高や税金等について正確性を期すため)。当該箇所については、他の様式との整合性が分かるように必要な説明を加えさせていただきますので、ご了承頂きますようお願い致します。</p>	サービス料に係る消費税の取扱は、入札説明書のとおりです。
216	8	9	5	工事内訳書に記載された金額は、あくまで追加費用等の算出の目安として利用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の追加費用の算出のほか、出来高の金額算定についても使用されることがあります。
217	9	10	1	事業者は、請負人をして、本件施設のリニューアル工事を実施させるものとする。とありますが、ここでの請負人が建設業法上の元請負人との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
218	9	11	1	工事工程表の提出時期について、ご教示ください。	リニューアル工事着工前とします。
219	10	14	3	県が取得する許認可及び届出等の実施について、現在想定されているものがあれば、具体的にご教示ください。	具体的なものは想定していません。
220	10	15	3	主要構造物のかしについては、全て県の負担として頂きたいと考えますが、如何でしょうか。	契約書(案)第15条に具体的に示しているとおりです。

< 契約書 (案) >

	頁	条	項	質問事項	回答
221	10	15	3	事業者追加費用が生じる時は、～以下を、次の様に変更して頂きたいと思いますが、如何でしょうか？ 事業者追加費用が生じる時は、県が当該追加費用を負担するものとする。但し、その原因となった現況図書と本件施設及び本件土地の現況との相違又は本件施設の主要構造物のかしが、現況図書及び本件施設等の現場確認の機会から合理的に推測できるものについては、事業者が当該追加費用を負担するものとする。」	契約書 (案) のとおりとします。 現況が県が示した図面等と異なること、それがあらかじめ合理的に推測できなかったことを事業者が明らかにした場合には、追加費用を県が負担します。
222	10	15	3	・「現場確認の機会」とは、どのような機会でしょうか。具体的にご教示ください。 また、「合理的に推測できる」についての判断は、どのように行われるのでしょうか。	現地説明会その他応募者が現存の建物を検分した機会をいいます。 社会通念及び建設工事における実務慣行等から判断します。なお、契約当事者間で判断が異なるときには、協議を行います。
223	10	15	3	第3項後段に以下の追加 (下線部) をご検討いただけますか？「……その原因となった現況図書と本件施設及び本件土地の現況との相違又は本件施設の主要構造物のかしが、事業者が建築物の修復工事に関して通常必要とされる注意をもって確認した場合においても現況図書及び本件施設等の現場確認の機会からは合理的に推測できるものでないときには県が、それ以外の場合には事業者がそれぞれ当該追加費用を負担するものとする。」	No.221を参照してください。
224	11	16		本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等が発生した場合には、県で対応して頂けるとい認識でよろしいでしょうか。	リスク分担表No13のとおりです。
225	11	17		「サービス料の施設整備費部分」とは入札説明書付属資料「サービス構成表」における、「1.施設の設計・建設業務」における、の部分であるという認識でよろしいでしょうか。その場合は「初期投資費用に係る支払利息」は除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	契約書 (案) 第17条の施設整備費部分は、契約書 (案) 別紙9の施設整備費部分の元金を示し、初期投資費用に係る支払利息は含みません。 なお、入札説明書付属資料「の県が支払うサービス料の対象となるサービス構成表」の1.施設の設計・建設業務～は全て初期投資費用に含まれます。(ただし、初期投資費用に係る支払利息を除きます。)
226	11	17		「サービス料の施設整備費部分の額の10%以上の金額を契約保証金として県に納付する場合、リニューアル工事期間終了後、契約保証金は返金される」とい認識でよろしいでしょうか。そうでない場合、事業期間 (15年) に亘り納付しなければならないのでしょうか。	ご質問の前段のとおりです。
227	11	18		事業者が行う「リニューアル工事着手前の本件施設の現状確認を理由として、事業者がリニューアル工事着手前の除去作業について何ら責任を負うものではない」とい理解でよろしいでしょうか。(リニューアル工事着手前の除去作業に伴う損害等は工事着手後も県のリスクであるという認識でよいでしょうか。)	事業者は、除去作業そのものについての責任を負うものではありませんが、解体後の施設について、安全性を確保したリニューアル整備を行うことは、事業者の責任であると考えます。

< 契約書 (案) >

	頁	条	項	質問事項	回答
228	11	18		解体作業に不備(撤去漏れ、躯体損傷など)がある場合は、県の責任で対応して頂けるでしょうか。また、本件施設内残置物は、任意処分してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 ただし、具体的な取扱いは協議となります。
229	12	20	2	通常行われる調査では発見が困難な事項による追加費用については、県と事業者とで協議することができるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
230	13	25		維持管理 運営開始予定日」が、別紙2において平成17年7月となっておりますが、開館予定の12月と同じ体制をとる必要があるのでしょうか。	ご質問のとおりです。 ただし、事業者の独立採算により実施する喫茶等運営事業については、開館に合わせて体制を整備してください。
231	14	27		県の責めにより、維持管理 運営開始日が遅延した場合は、事業者側の損害について県が負担して頂けるとの理解でよろしいですか。	原則としてご質問のとおりです。 ただし、維持管理 運営開始日が遅延する場合は、その前提として工期が変更されることが想定されますので、契約書(案)第29条により、県が合理的な追加費用を負担する場合があります。
232	14	27		サービス料の減額は、事業者の責めによる場合に限定して頂きたいと考えますが、如何でしょうか。	契約書(案)のとおりとします。 維持管理 運営期間が遅延した場合、理由の如何を問わず遅延した期間は、事業者は県の委託に基づく維持管理 運営業務を行っていないわけですから、その部分の対価は支払いません。 ただし、契約書(案)第29条により事業者が県に対し追加費用の支払いを請求できることがあります。
233	13	27		第27条の冒頭に「事業者の責めに帰すべき事由により」の追加をご検討いただけますか？	契約書(案)のとおりとします。
234	14	28	2、3	協議が整わない場合は、県が合理的な工期を定め、事業者はこれに従わなければならないとされておりませんが、片務的な条項と思われるので削除していただきたいと考えます。	契約書(案)のとおりとします。
235	14	28	2	事業者の責めに帰すことのできない事由」には、第18条(本件施設の解体)に定める県による撤去が遅れたために事業者が工期を遵守できないことが含まれるものと理解してよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
236	14	29	1、2	1項、2項における、支払の時期および方法についてご教示ください。	原則として協議によるものと考えています。
237	14	29	1	県の責めに帰すべき事由」には、第18条(本件施設の解体)に定める県による撤去の遅延が含まれるものと理解してよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。

< 契約書 (案) >

	頁	条	項	質問事項	回答
238	14	29	1	当該変更に伴い事業者が負担した合理的な追加費用には、設計費用、直接工事費、将来の維持管理及び運営の各業務にかかる費用に関する追加費用、並びに本件事業に必要な資金を融資する金融機関から事業者が請求される当該融資に係る条件変更に伴い発生する費用等一切の費用が含まれるものと理解してよろしいですか？	ご質問のとおりです。 工期の変更なので、主としてリニューアル工事の工事費の追加費用を想定しています。その他、金融関係の費用についても合理的な範囲で含まれます。
239	14	29	3	不可抗力により工期が変更された場合に生じる追加費用には、設計費用、直接工事費、将来の維持管理及び運営の各業務にかかる費用に関する追加費用、並びに本件事業に必要な資金を融資する金融機関から事業者が請求される当該融資に係る条件変更に伴い発生する費用等一切の費用が含まれるものと理解してよろしいですか？	No.238を参照してください。
240	14	30		工事の一時中止については、事業者への通知ではなく、合意事項にして頂きたい。 また、工期が変更になった場合のみならず、一時中止になった場合の費用については県が支払う旨を規定して頂きたい。	契約書 (案) のとおりとします。 費用負担は第30条2項によります。(工期の変更を伴わない場合は事業者の負担となります。)
241	15	31	2	工事内容から判断して可能性は低いかもしれませんが、本件施設から生じる電波障害、日照被害は、当然、県の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
242	15	33		県へ所有権を移転する備品の範囲についてご教示ください。	添付資料1の「事業者が設置する機器及び備品」欄に記載してあるものすべてです。
243	15	34	2	かし担保の請求期間は、10年以内とありますが、2年以内 (ただし、故意・重過失の場合は10年。設備機器は1年) として頂きたいと考えますが、如何でしょうか。	契約書 (案) のとおりとします。
244	15	34	2	当条文ではかし担保期間が10年とされておりますが、公共工事標準請負契約約款に準じ、建物は2年、設備機器については1年としていただけないでしょうか。	契約書 (案) のとおりとします。
245	15	34	5	請負契約におけるかし保証条項で十分であり、保証書の提出は、不要ではないでしょうか。	契約書 (案) のとおりとします。 実際にリニューアル工事を実施した請負人に保証を要求することは、実質的にはなんら事業者の責任を加重させるものではないと考えます。
246	15	34	2	以下の修正をご検討いただけますか？ 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、完工検査済書の交付の日から2年以内にこれを行わなければならない、ただし、そのかしが事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。(完工検査済書の交付の日から10年以内に行わなければならないものとする。)(カッコ内は契約書 (案) に示している通り。)	契約書 (案) のとおりとします。

< 契約書 (案) >

	頁	条	項	質問事項	回答
247	16	38		県が置く施設管理担当者」の詳細をご教示下さい。(例:常駐するのか?施設管理担当者の管轄は県になるのか?施設管理担当者に係るリスクは全て県のリスクと考えてよいのか?等)	施設管理担当者の設置内容は、今後施設の整備に合わせて定めることとしていますが、その管轄は県であるとともに、係るリスクは県の負担と考えています。
248	17	40	4	事業者が負担する光熱水費について、本条では、維持管理業務の実施に要する費用の範囲(清掃業務における水道代等)と読めますが、維持管理業務に関する要求水準書2頁-12費用負担では、事業期間中の施設全体の維持管理に関わる水光熱費は事業者の負担」とあります。第57条4項でも、運営業務の実施に要する費用の範囲とされています。会議室や各団体が入居する居室の電気代等の負担について、契約書上に明確な規定が見当たりませんが、事業者が負担する水光熱費の範囲について、確認いたしたく、ご教示いただきたい。	No.114の前段を参照してください。
249	17	40	4	事業者の維持管理業務の実施に要する費用(消耗品費及び光熱水費)は事業者負担となっておりますが、本件施設全体の光熱水費及び要求水準書に規定する項目の消耗品費と考えればよろしいのですか。	光熱水費については、No.114の前段を参照してください。 また、維持管理業務及び運営業務に関する要求水準書を満たすために必要となる消耗品費は、事業者の負担となります。
250	17	40	2	第40条第2項に以下の追加をご検討いただけますか?「これに伴い維持管理業務の遂行に係る費用が増減する場合、県及び事業者は協議の上、サービス料の維持管理費部分の金額を変更することができるものとする。なお、維持管理業務に関する要求水準書及び維持管理業務計画書の内容の変更により追加費用が生じた場合、県の要求に基づく変更の場合には県が当該追加費用を負担するものとする。」	契約書(案)のとおりとします。 サービス料の変更についても、要求水準等の変更の可否についての協議と同時に協議することを想定しています。要求水準等の変更の協議がまずあって、それが決まってからサービス料の協議をするわけではありません。これらはすべて同一の協議の中で行われます。
251	18	42	3	事業者の責めに帰すべき事由によって大規模改修が必要となる場合について、どのような場合を想定しておりますか。ご教示ください。	事業期間中の維持管理業務及び運営業務により発生した大規模修繕を想定しています。
252	18	42	3	大規模修繕の実施に伴い、維持管理・運営費用に影響を与えると判断される場合には、サービス料の変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 その場合には、サービス料の変更の可否も含めて協議となります。
253	17	42	2	契約書(案)別紙1による修繕の定義から考えますと、ほとんどの場合はしゅん工図書へ反映すべき項目はないと思われます。当規定は例外的にしゅん工図書へ反映すべきものが発生した場合の規定との認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
254	18	45	3	自己が維持管理する備品とは、要求水準書添付資料1の「事業者が設置する機器及び備品」欄に記載の備品との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

< 契約書 (案) >

	頁	条	項	質問事項	回答
255	7	5	2	財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない」とはどのような意味かご教示いただけますか？	県では、SPCに対して補助金及び出資等の支援は行いません。 ただし、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、同融資の活用を検討する等、本事業の資金調達面における安定性向上に努めなければならないという趣旨です。
256	21	57	2	「県は、事業者と協議の上...変更することができる」とありますが、「県及び事業者は、双方協議の上...変更することができる」としていただけないでしょうか。	契約書(案)のとおりとします。
257	21	57	2	第57条第2項に以下の追加をご検討いただけますか？ なお、運営業務に関する要求水準書及び運営業務計画書の内容の変更により追加費用が生じた場合、県の要求に基づく変更の場合には県が当該追加費用を負担するものとする。」	契約書(案)のとおりとします。
258	23	63	2	会議室の使用料については公金に該当するのでしょうか。	ご質問のとおりです。
259	23	64		独立採算事業として喫茶等運営業務があり、同施設の使用料については減免措置を講じていただけるとのことですが、一律免除としていただけるようお願いいたします。また、仮に免除としていただけないのであれば使用料の金額をご明示いただきたく併せてお願いいたします。	No.22を参照してください。
260	23	64		減免措置とありますが、無償との理解でよろしいですか。	No.22を参照してください。
261	23	64	4	喫茶等運営業務の「結果」とはどのような内容でしょうか。	過去1年間の運営状況、利用状況及び本業務単独での収支状況等の報告を想定しています。
262	23	65		「...情報ネットワーク維持管理業務を実施するものとする。」とありますが、ネットワーク管理者の責任者を常駐させる必要はありますか？	常駐させる必要はありません。
263	23	65		(情報ネットワーク維持管理業務)第65条事業者は、情報ネットワークに関する要求水準書に定める仕様及び応募者提案に従って、維持管理・運営期間中、情報ネットワーク維持管理業務を実施するものとする。ただし、情報ネットワークに関する機器の更新については、県において行うものとする。更新時の施設の設計・建設業務」に関して県が行うものと考えてよろしいでしょうか。また、更新機器構成によっては、維持管理業務」において、初期導入の機器と差異が生じると考えられるが、この場合の維持管理業務」についてどのように考えればよいのでしょうか。	更新時の「施設の設計・建設業務」に関しては、県が行います。 県で更新した機器についても、維持管理業務に関する要求水準書」により維持管理を行い、保守費用が変化した場合に生じる差額に関しては、協議を行います。

< 契約書 (案) >

	頁	条	項	質問事項	回答
264	24	68	2	第68条第2項に以下の追加(下線部)をご検討いただけますか？ 本件施設の維持管理業務及び運営業務の実施に伴い、第三者に損害が生じた場合、事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしてもなお避けることができなかったものあるいはその損害のうち県の責めに帰すべき理由により生じたものについては、県が損害を賠償しなければならないこととする。」	契約書(案)のとおりとします。 事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合は、事業者は当該損害を賠償する必要はありません。
265	25	69		物価変動および消費税率等の変更がない場合、各期に支払われるサービス料は、別紙9記載の金額に1.05をかけた金額との理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。 ただし、金利変動や物価変動等による見直しがあります。
266	26	71	2	是正期間の設定はどの程度を見込んでいますか。ご教示願います。	要求水準未達の内容によりますので、一概には言えません。
267	26	72		・虚偽の記載については、故意または重大な過失の場合のみにしていただきたい。 また、返還するサービス料の遡及期間について、2年程度の期間とし、制限を設けていただきたいと考えますが、如何でしょうか。	・虚偽の記載については、故意又は重大な過失による場合に限りません。この規定は、そもそも払うべきでなかったサービス料の返還を目的としているわけですから、虚偽記載が事業者の故意または過失に基づくかどうかは関係ありません。 遡及期間の制限については、報告内容と実態が異なることを明らかにするのは県の責任ですので、おのずと制限はあると思われま
268	36	73		開業の遅延があった場合でも、H32.3.31に事業終了となるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
269	27	76		・県が出来形部分を買受ける場合、買受代金の支払条件(支払期日・金利の扱い等)は、どのようなのでしょうか。 また、SPCのレンダーに対する借入金返済スケジュールが変動する場合、これに伴う金融費用をSPCがレンダーから要求される可能性があります。当該費用は県にご負担いただけるのでしょうか。	・支払条件については、協議となります。 追加の金融費用についても協議となりますが、原則として、事業者の帰責事由により契約が期間満了前に終了した場合を除き、県が負担します。
270	27	76	2	第76条第2項後段に以下の追加(下線部)をご検討いただけますか？「……、県はサービス料の施設整備費部分及び本契約の解除時点までに事業者により実施された本件施設の維持管理業務及び運営業務に相当するサービス料の維持管理費部分及び運営費部分を本契約の解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。」	維持管理および運営のサービス料は、解除の日までの分は日割りで支払います。
271	27	76	3	当該解除により生じた損害、及び「追加費用額」には、本件事業に必要な資金を融資する金融機関から事業者が請求される当該融資に係る条件変更に伴い発生する一切の費用が含まれるものと理解してよろしいですか？	やむを得ないものである場合には、県が負担します。
272	27	76	3	「やむを得ない」という文言の法律上の意味をご教示いただけますか？	社会通念上及び社会常識上からみて「やむを得ない」と判断される場合です。

< 契約書 (案) >

	頁	条	項	質問事項	回答
273	28	77	1	(Q) 当条文は、維持管理・運営開始直後の違約金 が不当に高額となる規定となっております。違約 金の取り決め額はファイナンスにも大きな影響 を及ぼすので、違約金は維持管理費及び運営 費の1年間分の合計額の10%とし、それで不足 する場合は第77条3項により補填するものとして いただきたいと思います。	違約金は、維持管理費及び運営費の1年間 分の10の2とすることとし、契約書(案)を次の とおり修正します。 「(Q)第24条第1項の完工検査済書の交付後 に解除された場合 サービス料の維持管理費 部分及び運営費部分の金額の10分の2に相 当する額(サービス料の維持管理費部分及び 運営費部分の金額は、第70条の規定により当 該解除日が属する年度に適用されている金額 とする。)」
274	28	77	1	(Q) 本件事業の維持管理・運営業務内容にみて違 約金が高すぎるのではないですか。単年度の維 持管理・運営費部分に対する割合に変更いた くことはできませんか。	No.273を参照してください。
275	28	78	3	「予算の範囲内で、」を削除していただきたい。 また、利息は何パーセントになるのでしょうか。	契約書(案)のとおりとします。 利息については、協議としますが、県の資金 調達コストとすることを想定しています。
276	31	89		公租公課について、現在想定しているものを ご教示ください。	契約書(案)第89条にあるとおり サービス料 及びこれに対する消費税等を除き、本契約に 関連するすべての公租公課が含まれます。 本件事業方式より、不動産取得税、登録免 許税、事業所税、固定資産税、都市計画税は 不要ということを前提に提案してください。
277	31	89		第89条但し書につき、入札説明書記載のリス ク分担に従って以下のとおり修正されるべき であると考えますのでご検討いただけますか？ ただし、本契約の締結時点において県及び事 業者が予測不可能であったと認められる新た な公租公課の負担が事業者が発生した場合は 、法人税等事業者の利益に係る税の変更 に関するものについては事業者が負担し、消費 税の変更その他新税に関するものについては 県が負担するものとする。(その負担につ いて、事業者は、県と協議することができる ものとする。)(カッコ内は契約書(案)に示 している通り。)	契約書(案)のとおりとします。
278	42	別紙7	1	1使用許可 使用許可の補助とは具体的にど のような業務でしょうか。ご教示ください。 また、7損害の負担 の記述のうち、故意又は 過失により」を 故意又は重大な過失により」 に変更いただきたいと思います。如何でし ょうか。	利用希望者等からの許可状況の問い合わせ 等への対応、申請書の受付及び記入方法 の指導、施設管理担当者の指示に従い申請 に対する処理等を行うものです。 契約書(案)のとおりとします。
279	42	別紙7	1	使用許可の補助とはどのような業務となり ますか。ご教示願います。	No.278を参照してください。
280	42	別紙7	2	公金徴収業務が発生すると理解してよろし いでしょうか。	公金収納の受託業務が発生するものと理 解してください。

< 契約書 (案) >

	頁	条	項	質問事項	回答
281	44	別紙9		基準金利および金利の改定を行う金利については、TOKYO SWAP REFERENCE RATE6ヶ月LIBORベースの金利となっています。一方で事業者が金融機関から借入れる場合には国内においては通常TIBORが用いられます。現在はLIBORとTIBORに大きな差はありませんが、将来ジャパンプレミアム等により差が生じる可能性があります。このような金融情勢の大幅な変動が生じた場合には、基準金利を見直すことをご検討いただけないでしょうか？	基準金利は、入札説明書及び契約書(案)別紙9に示すとおりです。今後の金融環境の大幅な変化への対応については、その動向を見つつ協議できるものとします。
282	46	別紙10		減額等の措置にあたっては、対象となるサービス料は、維持管理業務部分と運営業務部分とで区分されるのですか。例えば、運営業務部分においての累積ペナルティが5～9ポイントの場合には、運営費部分のサービス料に対してのみ20%の減額となるのですか。	減額の対象は、維持管理・運営のサービス料の全体です。
283	46	別紙10	6	著しい影響・影響・軽微な影響の具体例をご提示いただけますようお願いいたします。	具体的なりニューアル工事の内容や実施設計の完了等により、事業者が実施する維持管理・運営業務の詳細が明らかになった後、協議により定めることとします。
284	47	別紙11		入札説明書のリスク分担表との整合を図る為、法令等の変更の項目、a)とb)の間に、「消費税の変更に係るもの」、「その他新税に関するもの」、「政策の変更」の3項目を追加し、全て、県負担割合を100%とし、事業者負担は、a)及び上記3項目以外の場合、としていただきたい。	「消費税の変更に係るもの」については、サービス料の支払いが外税によることになっているため、別紙11に明記しなくても県負担が明確になっていると考えています。「その他新税に関するもの」については、新税の内容がどのようなものになるか現時点では想定できないので、89条によることとします。「政策の変更」による制度変更リスクについては、岡山県の政策が変更され、事業期間中に本件施設の使用を中止したとしても、岡山県は任意にこの契約を終了することが出来ないことで、当該リスクを負担しています。
285	47	別紙11		「法人税その他の税制変更」による追加費用は100%事業者負担とされておりますが、入札説明書29頁のリスク分担表によれば、消費税の変更・その他新税に関するリスクは県の負担となっております。当規定についてもリスク分担表に準じたものとなるよう、変更を求めます。	No.284を参照してください。

入札説明書等に関する質問回答書

< 様式集 >

様式番号	質問事項	回答	
286	様式集において、枚数制限が記述されていない様式は、原則制限無しと理解してよろしいでしょうか？	ご質問のとおりですが、わかりやすい簡潔な記載に極力努めてください。	
287	1	各企業の役割の明記はどのようにすればよろしいですか。	No.7を参照してください。
288	1	会社概要 法人登記簿謄本は、正本1部、副本1部提出となっておりますが、副本はコピーでよい、という認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
289	1	構成員の代表者職氏名についてですが、本店の所在地が東京等にある場合 委任を受けていれば管轄する支店、支店長でも構わないのでしょうか。	代表企業代表者とは、代表企業の法人登記簿謄本上、代表者又はその代理人として定められている者をいいます。代表企業の法人登記簿謄本上、代表者の代理人として定められているのであれば、支店長等の役職の方でも結構です。
290	1	代表者について、当社では岡山県に対して代表取締役社長より委任を受けた支店長名にて指名参画しております。この度の閲覧資料の受領証も支店長印にて提出して受け付けて頂いておりますので、参加表明書につきましても支店長印での提出で宜しいでしょうか？	No.289を参照してください。
291	2	参加表明時の提出書類として納税証明書がありますが、国税、県税とは具体的にどの税を指すのかご教示下さい。(当方では、法人税および法人事業税と理解しております。) また、県税においては、本社所在地のものを提出すればよろしいのでしょうか？	国税は、法人税を指します。また、県税は、構成員にかかる岡山県に納税義務のある全ての県税を指します。
292	6	本委任状は、参加表明時(Q/21)に提出するものと思われませんが、如何でしょうか。	No.18を参照してください。
293	7	本委任状は、参加表明時(Q/21)に提出することも考えられますが、その様な理解でよろしいでしょうか。	No.18を参照してください。
294	7	企業連合を組成して応札する場合で、実際に4月2日の入札には支店の営業担当が出席する場合における様式7の委任状は、社長 支店長 営業担当者2段になるのでしょうか？それとも社長 営業担当者となるのでしょうか？(入札の参加表明等については支店長印が適切と思われるのですが、実際の入札に支店長が出席できない可能性が高いと思われるので)	No.289の前段を参照してください。また、様式7にいう受任者とは、同様式の委任事項について当該代表企業代表者(その代理人を含む)から権限を受任した者をいいます。
295	13	実績は、資格審査時ではなく定性審査時での提出となりますが、定性審査において、どのように評価されるのでしょうか。ご教示ください。	定性的審査に関する事項のうち、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応、維持管理体制、運営体制等における評価の参考にします。

< 様式集 >

	様式番号	質問事項	回答
296	13	代表作の一つについて事業概要及び、竣工写真を添付してください。」とありますが、事業概要についての書式 枚数及び竣工写真のサイズ 枚数についてのお考えがありましたらご教示ください。	枚数は自由としますが、A4判にまとめ、わかりやすい簡潔な記載に極力努めてください。
297	13	類似施設実績として「福祉会館又は文書館」とありますが、具体例を示していただくことは可能でしょうか。 ・また、施設名等から企業名が判明すると予想されますが支障はございませんか。 ・その他、建設会社の施工実績を記入する場合、JV工事の実績についての取り扱いはどのようになりますでしょうか。	・要求水準に示す内容を含む公共的な福祉会館又は文書館（公文書館を含む。）の実績とします。 ・企業名は明示してください。 ・JV工事の実績も含んでいただいて結構ですが、その際には、本件参加企業の当該JVにおける役割や業務内容について明示してください。
298	13	本事業の類似施設の福祉会館または文書館の運営に関する業務実績の記載を要求されていますが、本事業と同様な業務実績がない場合でも参加することは可能でしょうか。	可能です。
299	13	本事業の類似施設の福祉会館または文書館の維持管理に関する業務実績の記載を要求されていますが、本事業と同様な業務実績がない場合でも参加することは可能でしょうか。	No.298を参照してください。
300	13	類似施設の実績がなくても、業務遂行能力をもつ協力会社へ業務委託等をすれば参加は可能でしょうか。	協力会社の実績でも結構です。ただし、定性的審査において、本事業類似施設実績は評価の対象となり、グループ構成員及び協力会社を全体として評価します。
301	13	類似施設の実績は、協力会社のものでも構わないでしょうか。	No.300を参照してください。
302	13	本事業類似の福祉会館又は文書館の業務実績を記載とありますが、用途が類似していれば福祉会館や文書館という名称となっていなくても良い（名称が「プラザ等の愛称となっている場合もあるので）と考えてよく、又、例えば福祉会館は生涯学習センター、文書館は図書館、等であって良いと解釈して宜しいでしょうか？	施設の名称は問いません。ただし、施設用途欄や特色等PR欄で類似している内容について説明してください。特に、要求水準で示す内容を含んでいるか否かを明示してください。
303	14	設計図書の図面枠、用紙サイズ等様式はありますでしょうか。	耐震診断結果はA4判、その他はA2判でまとめ別冊としてください。なお、枚数は自由とします。
304	15	模型提出は可能でしょうか。	不可とします。
305	15	提出設計図書の用紙の大きさはA3版とし、A4折折り込みとしてもよろしいでしょうか。また、枚数の制限はないと考えてよろしいでしょうか。	No.303を参照してください。
306	15	透視図（内観、外観）について、枚数、カット制限はないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

< 様式集 >

	様式番号	質問事項	回答
307	15	提出設計図書は、設計・建設業務提案書内に一体として製本しなければならないか、あるいは別冊とするのかご指示ください。	No.303を参照してください。
308	15	提出設計図書について、提出図書の大きさ枚数、様式等は自由と考えてよろしいですか。	No.303を参照してください。
309	15	様式15の提出設計図書について、各図面、補強後の耐震診断結果の用紙サイズ、透視図のサイズと仕様(額入り等)についてご提示下さい。また、提出図書は別冊とするのか、折込にするのかご提示下さい。	No.303を参照してください。
310	31	情報ネットワーク関連の建設工事費は、建設工事費見積書(様式31)に成ると考えますが、必要な場合には、様式31の費目の「電気設備工事」の「その他」項目に計上してもよろしいでしょうか。	情報ネットワーク関連の建設工事費が、明確にわかるように項目を追加してください。
311	32	工程計画書の着工日とは、建設工事の着工日との解釈で宜しいでしょうか。(本契約後の整備期間の着手日ではない、又、設計期間を含んでいない、との解釈で宜しいですか)	設計期間を含む整備期間の着手日とします。
312	35	次の各種維持管理業務に係わる基本的な考え方及び提案の内容についてA4版2枚以内で簡潔に記述してください」とありますが、～の業務のそれぞれをA4版2枚以内ずつ記述するのか、～の業務をまとめてA4版2枚以内で記述するのか、どちらの意味でしょうか。	様式35においては、～の業務をまとめてA4判2枚以内で簡潔に記述してください。 なお、運営業務に関する同様式の様式51においても、及びの業務をまとめてA4判2枚以内で簡潔に記述してください。
313	39	参考値の修繕費(事業期間終了後5年間の経常修繕費及び事業期間中と16～20年目の大規模修繕費)の額については、どのように評価されるのですか。また、あくまで参考値であり、事業契約上での拘束はないとの理解でよろしいでしょうか。	定性的審査に関する事項のうち、大規模修繕費の低減、建物保守管理業務、設備保守管理業務等における評価に用います。あくまで参考値です。
314	39	様式39に示されている【参考:大規模修繕費用(見積書)】に、情報ネットワークに関する機器更新についても対象となるのですか。	対象となります。
315	40	参考値の修繕費(事業期間終了後5年間の経常修繕費及び事業期間中と16～20年目の大規模修繕費)の額については、どのように評価されるのですか。また、あくまで参考値であり、事業契約上での拘束はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.313を参照してください。
316	43	植栽・外構維持管理業務費見積書に修繕費(経常修繕費)の記入欄がありません。建物保守管理、設備保守管理の項目と同様の欄を設け、大規模修繕費と併せて事業期間中及び事業期間終了後5年間の見積書とその算定根拠を記入すればよろしいのですか。また、様式44の駐車場管理業務においても、修繕が必要となる場合は上記と同様に考えてよろしいですか。	植栽・外構維持管理業務及び駐車場管理業務に関して修繕費(参考値としての大規模修繕費含む)が必要となる場合は、様式39及び様式40に記入してください。

< 様式集 >

	様式番号	質問事項	回答
317	50	運営業務責任者は維持管理業務責任者との兼務は可能でしょうか。	No.113を参照してください。
318	51	類似施設の運営経験がない場合でも、一般会社の総務 経理部門等での実務経験があり十分に業務遂行能力があるとされる場合には、運営業務責任者になることは可能でしょうか。	類似施設の運営実績は、定性的審査に関する事項の運営体制において評価します。類似施設の運営実績がなくても運営業務責任者となることは可能ですが、類似施設の運営実績がある場合と同等の能力ありと評価できるような情報については、提案書において積極的に説明してください。
319	60	3の割賦料はどのように記載したらよろしいでしょうか。	SPCの収入となるサービス料収入の算定と整合性がとれた形で、割賦料算定の根拠となる取得原価、割賦方法等を記入してください。
320	63	「リスクへの対応」の には で記載していないリスクについて記載すれば宜しいのでしょうか。	には、リスクへの対応についての基本的な考え方を記述し には、想定される全てのリスクについて具体的に記述してください。
321	63	「主体は...業務遂行者を記入」とありますが、これは具体的な会社名を記入するのでしょうか。それとも金融機関 保険会社、といった一般的な表現でよろしいのでしょうか。	可能な限り具体的に記入してください。リスク管理方針の具体性を評価する際に用います。
322	64	設計 建設業務費に関するサービス料の各回支払額は、例えば当初10年間については、【元金の3分の2の金額】を元利均等10回払いした場合の各回金額の1/2】+ 【元金の3分の1の金額】に対する年間利息額の1/2】の金額が支払われると理解して宜しいのでしょうか。	開業1年目の利息対象期間は平成17年7月から平成18年3月の9ヶ月間となりますが、考え方は、ご質問のとおりです。 当初10年間のサービス料の支払方法は、9年9ヶ月分の元利均等払いとなります。
323	64	様式38の SPC経費欄に相当する欄を追加してもよろしいでしょうか。	「公租公課、保険料等」の欄に記載してください。
324	64	当表では支払月は4月・10月となっておりますが、入札説明書23頁の3及び契約書(案)第69条によれば、支払時期は対象期間終了後40日以内となり、5月・11月での支払いもあり得ます。提案では4月・10月に支払いが行われるものとして計算するという認識でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
325	66	様式66に入札時基準金利として平成15年2月末日の金利を使用する旨の記載がありますが、これは平成15年2月28日のTSR6ヶ月LIBORベース10年物(円・円)金利スワップレート(午前10時)を使用すると認識して宜しいのでしょうか。 また、各入札者間で不整合が生じないよう、本年3月上旬に当該レートの貴県からの公表を要望いたします。	・ご質問のとおりです。 3月中旬頃迄に岡山県ホームページに掲載する予定です。

< 様式集 >

	様式番号	質問事項	回答
326	66	<p>・入札金額の算出にあたっては、平成15年2月末日の基準金利を使用するとの理解でよろしいでしょうか。また、設定金利の正確性を確保する為、入札の前 ③/10頃を希望)までに入札に使用する基準金利を公表していただきたい。</p> <p>・また、1の但し書きで、実際の支払においては、当初の金利も提案時の金利とは異なる旨の記述をお願いします。</p>	<p>No.325の後段を参照してください。</p> <p>基準金利を決定する基準日は、入札説明書で示していますので、ご指摘の記述についての追加は行いません。</p>
327	66	<p>基準金利の対象が、1年目～10年目が10年間であるのに対し、11年目から5年目は5年間であるため、提案を行うスプレッドについても1年目から10年目と11年目から15年目で異なるスプレッドを提案しても差し支えないでしょうか？</p>	<p>15年間を通じたスプレッドを提案してください。</p>

入札説明書等に関する質問回答書

< 質問回答書 >

	頁	項目	質問事項	回答
328	4	76	<p>埋蔵文化財についての試掘調査については、事前に岡山県教育庁文化課との協議が必要です。とありますが、事前とは提案提出前ではなく工事着手前と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、試掘調査が必要な場合のリスク負担は県側と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>提案書等の提出前です。なお、参考に示してある耐震改修計画の基礎工事であれば、岡山県教育庁文化課の立会の上、工事を行えば、試掘調査は不要と思われませんが、その他の方法で基礎工事を施工する場合には、同課との協議が必要です。</p> <p>事業者の負担とします。</p>

新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）等 整備事業に関する基本協定書（案）

新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）等整備事業（以下「本件事業」という。）に関して、岡山県（以下「甲」という。）と グループ（以下「乙」という。）の構成員である[]、[]及び[]は、次の条項により基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、本件事業に関し乙が落札者として決定したことを確認し、甲と乙の設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）との間で締結する、本件事業の基本事項並びに新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）等の設計、リニューアル工事、維持管理、運営の各業務及びこれらに付随し関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の入札手続に係る審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。

（事業予定者の設立等）

第3条 乙は、この基本協定締結後、事業予定者を設立し、平成15年 月 日までに、事業予定者に係る商業登記簿謄本を甲に提出しなければならない。

2 前項の事業予定者の設立に当たっては、乙を代表する企業 は、事業予定者に出資しなければならない。

3 事業予定者に係る議決権に対する乙の構成員が保有するすべての議決権の割合は、50%を超えなければならない。

（株式の譲渡）

第4条 乙の構成員が有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

（業務等の委託及び請負）

第5条 乙は、次の各号に掲げる業務等の区分に応じ、当該各号に掲げる者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

（1） 設計に係る業務

（2） 維持管理に係る業務

（3） 運営に係る業務

（4） リニューアル工事

2 乙は、前項に規定する業務等を委託し、又は請け負わせる者（以下この条において「受託者等」という。）と事業予定者との間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、契約書等受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出しなければならない。

3 受託者等は、受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

（事業契約の締結等）

第6条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、この基本協定の締結日から平成15年 月 日までの間に、甲と事業予定者の間で締結させるものとする。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の遂行のために協力するものとする。

(準備行為等)

第7条 事業契約締結前であっても、乙は、本件事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第8条 事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を 通作成し、甲及び グループの構成員が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 15 年 月 日

甲
岡山県
岡山県知事

乙：

代表企業

代表取締役

構成員

代表取締役

構成員

代表取締役